

第3部

基本計画

－後期－

1 基本計画について………18

2 基本計画における施策…18



1

基本計画について

戸田市第4次総合振興計画における7つの基本目標及び着実な総合振興計画実行のための目標を構成する、具体的な方針である90の施策については、前期基本計画期間中に達成した成果も含めた現状把握や課題整理を行い、取組方針を見直すとともに、後期基本計画期間におけ

る取り組みの成果を測るための指標が設定されています。

また、目標ごとに、後期基本計画期間の5年間における重点課題や、注力すべき取り組みについて、協働会議からいただいた意見を示しています。

2

基本計画における施策

◆基本目標I 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち

P20

◆基本目標II 誰もが健康でいきいきと生活できるまち

P36

◆基本目標III 安心して安全に暮らせるまち

P52

◆基本目標IV 緑と潤いのあるまち

P64

◆基本目標V 快適で過ごしやすいまち

P76

◆基本目標VI 活力と賑わいを創出できるまち

P98

◆基本目標VII 人が集い心ふれあうまち

P106

◆目標 着実な総合振興計画の実行に向けて

P118



子どもの成長と 生涯にわたる学びのまち

【目指すべき姿】

楽しく子育てができるよう、家庭と地域社会全体で子育て世代を応援する環境を構築します。戸田市では、子育て世代の転入増加に伴い、安心して子育てができる環境づくりに努め、また、確かな学力を育成するとともに、たくましく心豊かな子どもを地域社会で育み、生涯にわたり学習できるまちを目指します。

協働会議からの提言

現在の子どもたちにとっては、心身の健康や、学力だけでなく、人を思いやる心や創造性、独創性など心の豊かさを育む教育が求められています。

働きながらでも十分に子どもたちと接することができる子育て環境や、地域と子どもたちが交流できる場など、子どもたちを中心とした地域の中でのつながりづくりが必要であり、そのためには、家庭だけでなく、地域の活動団体や行政など、子どもたちを取り巻く周囲の連携・協力が重要です。

また、子どもたちに限らず、アーティストに触れる機会を増やすなど、豊かな感性や価値観を持つ市民の育成も、今後、さらに推進していく必要があります。



施策
1

子育て不安の解消

施策の目的

市民が安心して楽しく子育てができる環境を整備し、子育てにおける孤独感や不安感を解消します。

●施策の現状

核家族化の進行等により、家庭での子育て力や地域での子育て機能が低下しています。特に子育て家庭の孤立化や不安感、子育てに対する負担の増加など育児疲れから児童虐待へと発展するケースも見られます。

戸田市では、こども家庭相談センターにおいて、平成26年度は年間で延べ3,049件の子育ての悩みに関する相談がありました。相談者の多くは、地域で孤立しているため、相談者の家庭を直接訪問して話をしたり、健診等での子育て支援サービスの案内、子育て支援講座の実施等、孤独感や不安感の解消を図っています。

平成23年度からは、児童虐待未然防止事業として、健診会場や子育て関連施設へ相談員を派遣し、相談受理や子育て支援サービスの案内等、アウトリーチ型の

相談の実施や、しつけの方法などの子育て支援講座を開催しています。

また、地域に偏りがないように地域子育て支援拠点を増設し、現在では、市内7か所に親子ふれあい広場、市内10か所の保育園に子育て支援センター、戸田公園駅前子育て広場を設置し、子育て中の親子の交流と相談ができる場としています。

さらに、平成25年度から出張広場を開始し、地域の子育て支援者として市民参加を進めています。運営面では、ボランティアによる運営で開始し、平成27年度からは地域の子育て支援団体であるNPO法人に運営を委託し、市民と協働による地域での子育て支援を進めています。

●課題

子育ての支援サービスや情報が行き届かない子育て家庭や、相談に来られない家庭もあることから、引き続き相談体制や情報提供体制の充実を図っていくことが課題です。

また、子育て不安の解消には、更なる地域全体での子育て家庭の支援と見守りが必要であることから、地域の子育て力を醸成していくことが今後の課題です。

●取組方針

依然として、核家族化やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、子育て不安、子育て負担感の増加などから児童虐待へと発展することが懸念されます。

子育て家庭からの相談に対し、それぞれの家庭に応じた継続的な相談・支援を実施し、孤立化や育児負担の軽減に努めるとともに、子育て支援に関する情報について、訪問や健診、子育て関連施設など積極的な周

知を実施するなどきめ細かな情報提供を行い、子育て不安の解消を図ります。

また、子育て不安の解消には、地域の協力が必要なことから、地域子育て支援拠点事業の市民との協働による運営内容の充実や子育て支援講座の実施、各種子育て支援事業への市民参加など、子育て支援への意識の醸成を促し、地域住民が主体となった子育て支援の充実を図ります。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|----------------|---|--------------|--------------|-----------------------|
| 訪問件数 | 子育て家庭の相談に対する家庭訪問及び子育て関連施設への訪問件数 | 件 352 | 件 452 | 家庭訪問に加え、子育て関連施設への訪問拡大 |
| 地域子育て支援拠点利用者数 | 保護者と児童の年間利用延べ人数 | 人 110,862 | 人 116,405 | 当初値の5%増 |
| 子育て支援事業の市民参加人数 | 地域子育て支援拠点事業他各種子育て支援事業への市民参加延べ人数と子育て支援講座等の参加人数 | 人 400 | 人 440 | 当初値の10%増 |

施策
2

子育て家庭への経済的支援

施策の目的

市民が安心して子育てができるよう、
子育てにおける経済的負担を軽減します。

●施策の現状

雇用環境の悪化や社会環境への不安、教育費・子育てに係る経済的負担等、子育て家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況であることから、様々な経済的支援を実施しています。

こども医療費は、通院が小学校修了まで、入院が中学校修了までであった対象年齢を平成25年1月から通院・入院とも中学校修了までに拡大し助成しています。

次に、ひとり親家庭には、医療費助成、児童扶養手当、遺児手当のほか、自立支援のため就労に資する目的で就学または教育訓練を受けた場合、生活費の援助や受講費用補助が行われています。また、平成23年

10月に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談と職業安定所と協力した就労支援を実施しています。

次に、保育を必要とすることにより市指定の家庭保育室に子どもを預けている場合に、保育料の一部を助成しており、平成26年4月に拡充を図っています。また、平成26年4月に保育料等の寡婦控除のみなし適用を実施しています。

なお、国において、消費税率引上げの影響等を踏まえ、平成26年度、平成27年度と子育て世帯臨時特例給付金事業が実施され、給付金を支給しました。

●課題

手当支給や医療費助成については、戸田市の人口は引き続き増加傾向にあることから、より適正な運用を図る必要があります。

ひとり親家庭等に対しては、更なる制度の周知を図

るとともに、就労支援の充実が必要です。

保育料については、家庭保育室保育料の一部助成を継続するとともに、子ども・子育て支援新制度等における経済的支援の円滑な運用を図る必要があります。

●取組方針

こども医療費等、各種制度については、更なる周知を行うとともに、適正に、また効果的かつ効率的に実施します。また、多子世帯への保育料補助や子ども・子育て支援新制度における実費徴収に係る補足給付の

実施等、子育てにおける経済的負担の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭の支援として、自立支援事業の促進を図るとともに、相談から就労まで状況に応じた就労支援の充実を図ります。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-------------------|---|---------|-----------|-----------------|
| ひとり親家庭就業支援事業の利用者数 | 教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、母子・父子自立支援プログラム策定事業の年間利用者数 | 人 3 | 人 11 | 年間2人程度の利用者増を見込む |
| ひとり親家庭等の就業割合 | 児童扶養手当受給資格者が現況時点で就業している割合（就業者数÷児童扶養手当現況届出者数） | % 87 | % 90 | 年間5人程度の就業者増を見込む |

施策
3

保育環境の充実

施策の目的

保育を必要とする児童数の増加に備え、適応できる保育サービスを整備します。また、保護者の就労と子育ての両立のため、多様な子育て支援を充実します。

●施策の現状

保育園及び学童保育室については、若い世代の流入に対応し、毎年新設園の整備を実施するなど、入所児童数の拡大を図ってきました。保育園については、申込者数が増加する中、5年間で認可保育園を12園開設し、待機児童対策に大きく貢献してきました。また、一時保育、延長保育、病児・病後児保育の施設の増設など拡充を図りました。

一方で、仕事と家庭を両立する環境整備が推進され、女性が活躍する場が広がっていること等により、整備状況を上回る保育需要が生じており、特に低年齢児において待機児童数が増加傾向にあります。

また、子ども・子育て支援新制度が始まり、待機児童解消のため、「小規模保育」や「家庭的保育」等が創設され、提供される保育の「量」を増やすとともに、教育・保育の「質」の向

上を図ることとされていますが、質の向上を担う保育士の不足が懸念されるところです。

さらに、一時保育、延長保育、病児・病後児保育等の保育ニーズも多様化しております、平成27年3月に策定された「戸田市子ども・子育て支援事業計画」における子ども・子育て支援ニーズ調査においても、多様化を裏付ける結果が出ています。

学童保育室については、利用者が増加していく中で、保育室の老朽化への対応や民間学童保育室の誘致により待機児童対策を行いながら、充実に努めています。

とだファミリー・サポート・センターについては、会員数は安定していますが、活動内容のニーズが多様化しています。多様なニーズへの対応の一つとして、平成23年度には緊急サポートセンター事業を開始しています。

●課題

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い小規模保育事業所（2歳児以下を対象）が新設され、その拡充を図るとともに、戸田市の認可事業となることから指導監督等の強化が求められています。また、保育士不足が深刻化する中、新制度で新たな保育の担い手として期待される「子育て支援員」の養成のほか、地域ボランティア等の活用を図っていく必要があります。さらに、職住近接の取り組みとして期待される事業所内保育の拡充も図る必要があります。今後も保育園への入所希望者は増加す

る見込みであることから、待機児童対策が課題の中心となります。

学童保育室の利用者の増加に対し、待機児童がいる学校や児童数の増加が見込まれる学校の周辺を中心に、民間学童保育室の誘致を推進することが必要です。

とだファミリー・サポート・センターについては、更なる子育て家庭のニーズに応えるマッチングの充実と協力会員の確保が課題です。

●取組方針

平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度における「戸田市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、保育を必要とする児童数の増加に備え、適応できる保育サービスの提供を図ります。また、地域の子育て支援の担い手を養成し、保育等の質の維持・向上を図るため、戸田市主催の子育て支援員養成研修を実施します。さらに、職住近接の取り組みとして期待される事業所内保育については、市内事業所に対し、積極的に制度の周知を図り、当該事業の拡充を図ります。

学童保育室の利用者が増加している中で、これまで小学校敷地内に公立学童保育室の増設を行ってきましたが、校庭との兼ね合いにより小学校の敷地内への増設が困難なことから、小学

校近隣への民間学童保育室の誘致により定員の拡大を図るとともに、指導員の放課後支援員研修の受講を進め、学童保育の充実と質の向上に取り組みます。

また、保護者の就労と子育ての両立のため、多様な子育て支援の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業の実施により保護者からの利用相談や情報提供、連絡調整を行います。

とだファミリー・サポート・センターは、事業の周知及び協力会員の確保を図りながら、利用者のニーズに応じたマッチングに努め、緊急サポートセンターも含めて支援サービスを提供します。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------------------------|--------------------------------------|------|-----------|---------------------------------|
| 待機児童数 (保育園) | 国の定義における待機児童数 (入所保留者数－家庭保育室入所者数等) | 34人 | 0人 | 「戸田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育施設整備を行う |
| 待機児童数 (学童保育室) | 学童保育室における待機児童数 | 20人 | 0人 | 「戸田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育施設整備を行う |
| とだファミリー・サポート・センター 協力会員登録数 | 年間の協力会員登録数 | 129件 | 148件 | 当初値の15%増 |

施策
4

幼児教育の充実促進

施策の目的

市内の幼稚園教育を充実させ、幼児教育を受ける機会を拡大することで、幼児たちが、心豊かにたくましく生きる力を身につけられるようにしていきます。

●施策の現状

質の高い教育・保育の提供と地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が始まり、教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」の改善のほか、都市部等において増加する3歳未満児を中心とした保育需要に対応する「小規模保育事業所」の新設等が図られました。

戸田市では、私立幼稚園の運営支援に係る補助のほか、保護者の経済的な負担を軽減する幼稚園就園奨励費を年々拡充することにより、幼児教育の機会の拡大を図ってきました。

また、保護者の就労形態の多様化、急な病気、子育ての負担軽減等に対応するため、幼稚園の一時預かり

を拡充する必要があることから、関係機関に積極的に働きかけを行っています。

さらに、近年、小学校での生活の変化に対応が難しい子どもの存在が課題となっています。幼児教育と小学校教育間の滑らかな接続を図っていく必要があることから、幼児教育振興協議会を中心に交流活動を行っています。幼保小の連携については、教員等だけでなく、園児と小学1年生等の交流も積極的に行われ、園児の小学校への憧れ、小学1年生の進級への自覚等の醸成に寄与するとともに、それぞれの教育を見直す機会となっています。

●課題

子ども・子育て支援新制度により新設された小規模保育事業所（2歳児以下を対象）の連携施設になり得る幼稚園の一時預かりの拡充を図る必要があります。

また、認定こども園の新設や移行等も見据え、誰もが希望する幼児教育と保育を受けられるように、私立

幼稚園及び保護者への支援を拡充する必要があります。

さらに、教育の連続性の観点からは、関係機関との協議の場を設け、引き続き、幼保小の連携に取り組んでいく必要があります。

●取組方針

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成にとって極めて大切な時期に、生きる力の基礎を培うものです。この幼児教育の重要な役割に鑑み、市内の幼児教育を担う私立幼稚園に対し財政的な補助を行うことにより、幼児教育の充実を図ります。なお、保護者に対して、経済的な支援を行うことで、幼児教育を受ける機会の拡大を促進します。

また、待機児童の解消に向け、新制度により新設された小規模保育事業所（2歳児以下を対象）の連携施設になり得る幼稚園の一時預かりの拡充を図ります。

さらに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育活動の大切さを踏まえ、幼保小連携を推進し、幼児たちが、心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、幼児教育を取り巻く環境の整備に取り組みます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-------------|-------------------------|-----|-----------|---------------------|
| 預かり保育実施幼稚園数 | 1日長時間かつ夏休み期間等も保育を実施する園数 | 0園 | 4園 | 平成29年度から1園ずつ実施を見込む。 |

施策
5

児童・青少年の健全育成

施策の目的

児童・青少年の積極的な社会活動への参加を通じて、社会の一員としての自覚を促し、家庭・学校・地域・行政が一体となり、児童・青少年が健全に成長できるようにします。

●施策の現状

放課後子ども教室事業では、実施校を市内全12小学校に拡充しました。地域の子どもは地域で育てるという考え方のもと、地域のボランティアスタッフが運営を担い、家庭・学校・地域・行政が連携をして、放課後の児童の居場所を作り上げています。

また、青少年の居場所事業では、若手スタッフによる事業運営を進めてきました。

若い世代のボランティア意識が醸成されていないため、青少年健全育成等の社会活動への参加が少ない状況です。

●課題

放課後の児童・青少年の活動場所、遊ぶ場所を求める声が多い中、現在実施している放課後子ども教室や青少年の居場所の更なる拡充が必要となっています。また、拡充へ向けては、地域の子どもは地域で育てるという理念に基づき、青少年の健全育成を図るため、

家庭・地域・学校・行政による更なる連携が必要となっています。

また、青少年健全育成関連事業において、若い世代のボランティア参加意識の醸成と確保を進め、健全育成の拡充を推進することが必要です。

●取組方針

児童・青少年の放課後の居場所づくりについて、放課後子ども教室では、地域スタッフの後継者の発掘と若手スタッフの登用をしていくとともに、体育館等、学校施設の有効活用に関する検討を進め、開催日の拡充と長期休業期間（夏休み等）における開催の実施に向けて取り組みます。

ボランティアの確保については、児童・青少年団体への呼びかけを行うとともに、大学生などのボランティアを集めるため、市広報・市ホームページへの掲載や大学へのアプローチを行って理解を求めるなどの取り組みを進めます。

地区子ども会の加入促進については、アンケート結果を基に、子ども会ホームページと市ホームページのリンクを構築し、加入しやすい環境を整えるとともに、活動内容の市広報やCATVの情報番組への掲載などの周知を行いながら、加入促進へ向けて取り組みます。

子どもたちの社会性や自主性を育むための通学合宿については、実施団体（実施校）を増やすために、一層の周知活動に取り組みます。

また、児童・青少年の健全育成について、児童・青少年を取り巻く関係者も対象とした講演会等の充実を図ります。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------------|--------------|-------------|-------------|-------------------------------------|
| 放課後子ども教室参加児童延べ人数 | 参加児童延べ人数 | 人 11,050 | 人 11,904 | 【指標算定式】 参加児童延べ人数 当初値から毎年1.5%増 |
| 地区子ども会の加入児童数 | 地区子ども会の加入総数 | 人 2,300 | 人 2,417 | 【指標算定式】 加入児童総数 当初値から毎年1%増 |
| 通学合宿を実施する団体数 | 通学合宿を実施する団体数 | 団体 3 | 団体 6 | 【指標算定式】 実施団体数 全小学校数の半数 |

施策
6

児童・青少年の活動促進

施策の目的

児童・青少年が健全に過ごせる居場所や安心・安全に過ごせる活動拠点を整備することで、児童・青少年の活動を促進します。

●施策の現状

戸田公園駅に近く、市街地の中心に位置する児童センター（子どもの国）については、平成27年度にリニューアルオープンしました。児童センター部分では、児童・青少年が安心・安全に過ごせる居場所となっており、健全育成活動の場の中心的存在となっています。

ボール遊びをする場所が欲しいとの市民ニーズが多くある中、平成23年度から新たに開始した、市内公共施設5か所で子どもたちに居場所を提供している「青少年の居場所事業」は、軽体育室での実施に人気があり、毎年利用者が増加しています。

●課題

新たに整備した児童センター（子どもの国）では、各種講座やイベント開催など、既存の事業運営に加え、児童・青少年の自主的な力を育むための事業運営を推進していくことが必要です。

放課後事業においては、青少年の居場所や青少年の広場等、ボール遊びができる児童・青少年の参加が多く人気があることから、これらのニーズに対応した活動の場の拡充が必要です。

●取組方針

児童センター（子どもの国）や児童センター（プリムローズ）においては、各種講座やイベント開催等、既存の事業運営に加え、児童・青少年の自主的な力を育むため、指定管理者と地域が一体となって事業運営の推進を図るよう取り組みます。また、利用者の中からボランティアを募り、中高生による運営委員会を立ち上げ、講座・イベント等の企画・立案・実施等、中高生が児童センターの運営に関わっていく取り組みを進め、中高生の自主性を高めるとともに、ニーズに合

った企画立案による居場所の創出を図ります。

青少年の居場所においては、若手スタッフの発掘を進めるとともに、ボール遊び等、児童・青少年が体を動かして遊べる居場所の拡充に取り組みます。

児童の放課後の居場所づくりについては、放課後子ども教室事業と連携し、体育館等学校施設の有効活用に関する検討を進め、開催日の拡充と長期休業期間（夏休み等）における開催の実施へ向けて取り組みます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-----------------------|----------|--------------|--------------|-----------------------------------|
| 児童センター（子どもの国）の年間利用人数 | 年間利用延べ人数 | 人 139,600 | 人 146,721 | 【指標算定式】 年間利用延べ人数 当初値から毎年1%増 |
| 児童センター（プリムローズ）の年間利用人数 | 年間利用延べ人数 | 人 105,424 | 人 110,802 | 【指標算定式】 年間利用延べ人数 当初値から毎年1%増 |
| 青少年の居場所参加児童数 | 参加児童延べ人数 | 人 1,940 | 人 2,142 | 【指標算定式】 参加児童延べ人数 当初値から毎年2%増 |

施策
7

確かな学力の育成

施策の目的

一人ひとりに応じたきめ細やかな指導により、市内小・中学校の児童生徒が、確かな学力を身につけるようにしていきます。

●施策の現状

小学校1年生からの英語教育やALTの全小・中学校配置に加え、理科支援員の全小・中学校への配置（平成26年度）や、デジタル教科書等教育現場でのICT化の推進等、各教科の学習意欲や学力向上に向けた学習環境の整備を進めるとともに、児童生徒と直接接する教員に対しては、授業力向上研修会や授業研究会等による指導力向上を図ってきました。

授業への理解に対する意識調査においては、小・中学生ともに、当初の値から微増してきている状況です。

また、学校応援団の活動により、家庭や地域の教育力を学校教育に活かすとともに、保護者や地域の方々の学校への理解や、教育活動への意識の向上を図りました。

さらに、全小・中学校において評価マネジメントサイクルを構築しました。各学校では、地域住民を含めた外部評価者（学校評議員）による評価を行い、次年度の教育活動へ活かしています。

●課題

英語教育や理科教育などについては、これまで整備を進めてきた学習環境を活かし、児童生徒が「楽しい」「わかった」「できた」と感じる学びにつなげる取り組みが必要です。

児童生徒の確かな学力を育成していくためには、ICTの効果的な活用や、教員の意識や資質向上のため

の研修等、21世紀型スキルの育成を目指した「新しい学び」への取り組みがより一層重要となってきます。

また、引き続き、保護者の教育力向上や学校と地域との連携強化を図るとともに、評価マネジメントサイクルについては継続的に取り組みを進めていくことが大切です。

●取組方針

児童生徒が学習に興味を持つよう、ALTや理科支援員の指導力向上や、デジタル教科書等、視覚を通した分かりやすい教材の活用等、授業の質の向上を図ります。

また、ICT環境の充実を図るとともに、多様な学

習環境に対応できる教員育成を目的とした英語力向上や情報活用能力向上を図る研修や、授業における効果的なICT活用、「アクティブ・ラーニング」や「授業のユニバーサルデザイン化」を図る研修を実施し、児童生徒の21世紀型スキルを育成していきます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------------------|--------------------------------------|------|------------------------------------|--------------|
| 授業がわかる調査（小学生） | 4年生以上の全児童を対象に、毎年実施している授業への理解に対する意識調査 | 88 % | 90 % (指標算定式) わかる+概ねわかる児童数／全児童数 | |
| 授業がわかる調査（中学生） | 全生徒を対象に、毎年実施している授業への理解に対する意識調査 | 76 % | 80 % (指標算定式) わかる+概ねわかる生徒数／全生徒数 | |
| 授業に対して取り組む姿勢に係る調査（小学生） | 4年生以上の全児童を対象に、毎年実施している授業への意欲に対する意識調査 | 87 % | 90 % (指標算定式) 積極的+概ね積極的な児童数／全児童数 | |
| 授業に対して取り組む姿勢に係る調査（中学生） | 全生徒を対象に、毎年実施している授業への意欲に対する意識調査 | 79 % | 80 % (指標算定式) 積極的+概ね積極的な生徒数／全生徒数 | |

施策
8

教育環境の充実

施策の目的

学校における児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、安全でおいしい給食を提供することにより、児童生徒が健全な学校生活を送ることができます。また、安心して過ごすことができる学校施設を維持することで、児童生徒が快適に学校生活を過ごすことができます。

●施策の現状

児童生徒の心身の健康のため、健康診断などを継続的に実施しています。

また、食物アレルギーなどへのきめ細かな対応を図るために、市内小学校9校に単独校給食調理場を整備しました。単独校給食調理場業務と給食センターとの協

調した安定稼働を行なながら食育の推進を図るとともに、食物アレルギー対策を進めています。

さらに、平成22年度に、全小中学校の耐震化工事を完了し、安心して過ごすことができる学校施設の整備を進めました。

●課題

児童生徒の心身の健康を保持増進するために、迅速かつ適切な対応が必要です。

また、学校給食については、給食の質を落とさずに運営面の効率化を図りながら、より一層おいしい給食の提供方法を検討していくとともに、更なる食育の推

進を図ることが必要です。

さらに、老朽化した学校施設の計画的な修繕や非構造部材の耐震化を実施していくとともに、長期的視点での建て替えについても検討が必要です。

●取組方針

児童生徒の日常的な健康状態及び心身の状況を把握し、適切な保健指導等を行うために、学校、学校医、その他の関係機関との連携を図り、児童・生徒の健康を保持、増進します。

また、学校給食提供の基本である安心・安全な給食の提供を維持しつつ、給食センター調理業務の民間委

託等による運営面の効率化や食育の推進を図り、児童・生徒が満足できるおいしい給食を提供します。

さらに、老朽化した学校施設については、児童生徒が快適な学校生活が送れるよう、大規模な改修を進めるとともに、長期的な視点による建て替え等についても、併せて検討していきます。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|----------------------|--|----------|-----------|----------------------------------|
| 小児生活習慣病予防検診の受診率 | 小児生活習慣病予防検診の受診率 | % 81 | % 85 | 小児生活習慣病予防検診の受診率を高める |
| 給食の安定した提供 | 安全で安心できるおいしい給食の維持 | % 100 | % 100 | 給食提供日における安心・安全な給食の実施率 |
| 「戸田市公共施設中長期保全計画」の実施率 | 平成23年度からは小学校、平成24年度からは中学校の大規模改修をスタートし、今後も引き続き実施していく目標率 | % 60 | % 100 | 「戸田市公共施設中長期保全計画」に基づく大規模改修の完成を目指す |

施策
9

生涯学習推進体制の強化

施策の目的

生涯学習環境の整備を通じ、市民一人ひとりが自分の持つ夢や希望を実現するために、生涯にわたる学びの精神を養えるようにします。

●施策の現状

戸田市民大学や戸田市まちづくり出前講座のほか、子ども大学とだの実施等、市民のニーズに沿った講座を開設し、様々な生涯学習の機会を提供しています。これらの講座には、幅広い年齢層の市民が多数参加しており、講座内容への満足度も高い状況です。

図書館・郷土博物館については、生涯学習の拠点として充実させるため、生涯学習講座の情報を掲示したり、講座の会場とするなどの取り組みを進めています。

また、芦原小学校生涯学習施設については、平成27年6月から公共施設予約システムが導入され、インターネットによる施設の空き状況の確認や仮予約ができるようになりました。

さらに、少年自然の家については、平成23年度に指定管理者制度を導入し、民間の活力を活かした運営を進めています。

●課題

生涯学習環境に関する関係機関が、より密接に連携を図っていくことが必要です。

生涯学習の拠点づくりについては、図書館・郷土博物館との連携をさらに強化するとともに、上戸田地域交流センター（あいパル）や、新曾南多世代交流館（さくらパル）で実施される自主的な講座を新たな生涯学習の機会と捉え、他施設と講座内容が重ならない

配慮やイベント時の協力等、相互の協力関係を強化することが必要です。また、これらの施設を利用している若い世代と市の協働に向けた取り込みも今後の課題となります。

芦原小学校生涯学習施設や少年自然の家については、今以上に利用されるよう取り組みを工夫していくことが必要です。

●取組方針

生涯学習の拠点としての図書館・郷土博物館における取り組みをより一層強化していきます。

また、生涯学習の担い手についても、市民との協働を進め、地域で活躍できる市民の発掘、育成を図ります。

上戸田地域交流センター（あいパル）を利用する、これまで参加の少なかった若い世代を取り込むことで、新たな生涯学習の場づくりを進めます。また、公民館については、今後の公民館活動の場についても検討を

続けていきます。

芦原小学校生涯学習施設等の施設利用については、インターネットによる施設予約システムを広く周知することにより、利用しやすい環境を整備していきます。

少年自然の家については、指定管理者による主催イベントを開催するなど、今以上に利用されるよう取り組みを工夫し、効果的かつ効率的に運営を進めいくとともに、施設の継続についても検討していきます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-----------------|-----------------------|------------|------------|------------------------------|
| 公民館講座の延べ参加者数 | 公民館企画講座の延べ参加者数（3館合計） | 人 4,600 | 人 4,800 | 当初値から毎年40人増 |
| 芦原小学校生涯学習施設利用件数 | 芦原小学校生涯学習施設の申請件数 | 件 170 | 件 180 | 当初値(平成24・25年度の平均値)の5%増 |
| 少年自然の家の利用件数 | 一般利用者の延べ利用者数（学校利用を除く） | 人 950 | 人 1,210 | 当初値(平成20・21・22年度の平均値)から毎年5%増 |

施策
10

生涯学習活動の促進

施策の目的

市民の誰もが生涯を通じて、様々な学習活動を行い、学習で得た知識や技術を積極的に地域で活用することで、誰もが創造的で、豊かな生活を送ることができます。

●施策の現状

公民館等では、講座を年間約160コース・370回実施しています。稼働年齢層の市民が参加しやすいよう土日開催の講座を増やしたり、魅力的な講座を開設するなど、講座内容を常に更新しながら進めており、特に、子育て講座や高齢者を対象にした講座、大学との連携講座が人気です。

大学連携講座については、対面講義だけでなく遠隔

講義も取り入れ、内容についても各大学の持ち味を活かした講座を展開しています。

また、市民大学講座では、学習活動で得た知識等を活用し、受講した市民が主体となって、講座の企画から運営までを担うなど、生涯学習活動のリーダー育成にも取り組んでいます。

●課題

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が参加し、交流を深める場や機会をどのように創出していくかが今後の課題となります。

また、地域の生涯学習活動のリーダーとなる人材を増やし、市民が主体となった生涯学習活動を支援する取り組みを根付かせていくことが課題です。

●取組方針

戸田地域交流センター（あいパル）の開設により、公民館数が4館から3館に減りましたが、新たな拠点における魅力ある講座プログラムを提供し、より多くの市民が、希望する生涯学習活動に参加できるよう取り組みを進めます。

また、引き続き、市民大学講座において、市民が主

体となって講座を企画・運営するために必要な知識や手法を学ぶカリキュラムを取り入れるとともに、講座の開催に向けて企画・運営を行う際には必要な支援を行ななど、生涯学習のリーダーとなる人材を育成していきます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------------|-----------------------|------------|------------|------------------------|
| 公民館講座の延べ参加者数 | 公民館企画講座の延べ参加者数（3館合計） | 人 4,600 | 人 4,800 | 当初値から毎年40人増 |
| 市民大学講座の参加者数 | 市民大学講座の延べ参加者数 | 人 2,730 | 人 2,870 | 当初値(平成24・25年度の平均値)の5%増 |
| 生涯学習サポートー講座の受講者数 | 生涯学習サポートー講座5年間の延べ受講人数 | 人 65 | 人 140 | 毎年15人増×5年 |

施策
11

芸術文化活動の推進

施策の目的

市民の芸術文化に対する関心を高め、質の高い音楽や芸術に触れることができる環境を整え、市民自らの活躍できる機会をつくるなど、市民の芸術文化活動を促進します。
また、郷土の貴重な文化財に触れることで郷土愛を育み、地域文化の創造を図ります。

●施策の現状

市民が自らの作品や活動を発表する場として、毎年、市民主体の美術展覧会（市展）や文化祭、音楽祭等の機会が定着してきました。また、日本画や彫刻等、新たな人材の発掘につながる各種教室や講座を実施してきました。その結果、参加者の応募状況やアンケートからも、芸術文化活動に対する市民の関心は高い状況です。

また、少数メンバーによるサークルが増えるなど、

市民の価値観が多様化してきていることや、各種教室等については、広報紙を見ての応募が多いことも現状として挙げられます。

さらに、戸田市の歴史、文化、伝統等を伝えていく講座を開催していますが、関心を持つ市民は増加しているとは言えない状況であり、歴史や文化に詳しい市民は減少を続けています。

●課題

より多くの市民が気軽に参加できる芸術文化活動の発表の場を創出することが課題です。そのためには、多種多様な場の創出と、市民が求める情報をいかに届けていくかが課題です。

また、これまであまり関心を持っていなかった市民

に対して、戸田市の歴史、文化、伝統等に関心を持ってもらう方法を検討し、次世代への伝承等を通じて多くの人に郷土愛を感じてもらえるようにすることが課題です。

●取組方針

多様化する市民ニーズに対応した各種教室等の展開を図るとともに、芸術文化の魅力をより一層感じてもらうため、プロの演奏家や芸術家と触れ合える機会を創出していきます。一方で、気軽に市民が参加できる芸術文化活動の発表の場の充実を図ります。

また、広報紙だけではなく、ホームページやSNS等、多様なメディアによる情報発信により、新たな人材の発掘や、若い世代にも芸術文化活動に関心を持つもらうよう取り組んでいきます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-------------------|-------------------------------|---------|-----------|----------------------------------|
| プロの芸術家と触れ合える事業の創出 | プロの演奏家や芸術家とともに参加・共演できるイベントの創出 | 回 0 | 回 2 | 事業内容の検討と実施 |
| 芸術文化教室の参加者数 | 芸術文化に関する教室の参加者数 | 人 24 | 人 48 | 開催時期の検討を行い現状の2回から年間4回程度の開催を実現する。 |
| 戸田市の歴史・文化的講座参加者数 | 戸田市の歴史・文化的講座の参加者数 | 人 47 | 人 49 | 当初値（平成24・25年度の平均値）の5%増 |

施策
12

図書館・郷土博物館サービスの充実

施策の目的

図書館や郷土博物館サービスの利用により、市民が必要な資料や情報を入手し、自らの暮らしや仕事に役立てることで、心豊かな生活を送ることができます。また、図書館や郷土博物館と学校との連携を深め、児童・生徒が実感を持って学習できるようにしていきます。

●施策の現状

図書館については、特に近年、読書離れの傾向に拍車がかかるとともに、平成25年にJR武蔵浦和駅前に公共図書館が開設したことから、個人利用者の減少が著しく、貸出点数も減少の傾向にあります。

そのような中、多くの市民が身近に図書館や郷土博物館を利用できるよう、平成25年7月から開館時間を延長するなど、多様化する利用者ニーズへの対応と、あわせて、多彩な催しを開催しています。

また、平成27年9月には、上戸田分館が上戸田地域交流センター（あいパル）内に移転し、新しい施設

での稼働が始まりました。

さらに、郷土博物館では小学3年生及び6年生に対し博物館授業を実施し、彩湖自然学習センターでは小学3年生に対し自然学習授業を実施するなど、学校との連携を進めています。

彩湖自然学習センターは、施設及び展示物の老朽化が進んでいることから、建物を所管する国土交通省と調整しつつ、利用者等からの意見、提言に配慮した改善を取り組んでいます。

●課題

図書館・郷土博物館が「知の拠点施設」として、また、生涯学習の拠点として、多くの人が訪れるよう更なる充実を図ることが課題です。

また、協働の観点から、行事や学習支援等における市民ボランティアとの連携強化を図る仕組みを試行しながら、協力関係を構築していくことが必要です。学

習支援に当たっては、郷土博物館では博物館支援ボランティア（市民）の協力が必須です。

また、市外からの資料の取り寄せ等、市民の多様なニーズに対応できるよう、他館との図書情報のネットワークづくりや職員間で情報を共有する仕組みづくりが急務となります。

●取組方針

図書資料等の貸出点数の増加を図るためホームページや広報を通じて、情報の発信・PRにさらに力を入れます。また、各種講座等を開催し、教養を高めたいと考えている市民の要望に応え、市民大学等生涯学習の拠点としての充実を図ります。

学校教育との連携は、小学校3年生、6年生が博物館施設で実物資料に触れたり、昔の知恵を体験したりすることで、郷土を愛する心や探究心を育み、将来の博物館施設利用者を増やすとともに、小学校3年生や

6年生の教員だけでなく、すべての学級担任に対する郷土博物館利用の啓発活動に力を入れ、博学連携に向けた郷土博物館の上手な活用法を提示していきます。

また、博物館支援ボランティアとして見聞を広めるための研修会や見学会を定期的に実施することで、郷土博物館の協力者・理解者を増やしていきます。

さらに、郷土博物館、彩湖自然学習センター及びアーカイブズ・センターの活動を広くPRしていきます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|----------------|------------------|--------------|--------------|--|
| 図書資料などの貸出点数 | 図書や視聴覚資料等の貸出点数 | 点 726,000 | 点 731,700 | 5年連続減少している現状に鑑み、平成26年度実績に対し、過去10年間の平均増加率0.78%の増加を図る。 |
| 博物館支援ボランティアの養成 | 博物館支援ボランティアの登録者数 | 人 45 | 人 50 | 近年増加の見られない登録者数を毎年1名ずつ増加させる。 |

施策
13

スポーツ・レクリエーション推進体制の充実

施策の目的

市民の誰もが年齢や体力に応じてスポーツやレクリエーションを楽しむことができるようになります。

●施策の現状

総合型スポーツクラブにて実施している誰もが気軽に楽しめるスポーツ教室等への参加や、サッカー場、野球場、テニスコートの貸出施設及び学校施設開放を利用するなど、スポーツを楽しむ人は増加傾向にあり

ます。

戸田市では、前期基本計画期間において、手軽に運動を取り組めるよう、ランニングコースやウォーキングコースを整備しました。

●課題

市民がスポーツと関わる機会を拡充するため、多様なニーズに対応できることや、スポーツを身近に感じることができるスポーツ環境の整備が必要です。

また、スポーツを通じた活気あるまちづくりに繋げ

ていくため、市やスポーツ関係団体、民間事業者等が互いの強みを活かし、協力しながらスポーツを推進する体制の構築が必要です。

●取組方針

スポーツ関係団体や民間事業者はそれぞれ役割に応じて、年齢や志向に合わせた多様なスポーツプログラムを提供していくよう努め、戸田市は、関連機関それぞれが活動しやすい環境づくりや活動の支援に取り組むとともに、ランニングコースやウォーキングコースを活用したイベントを開催するなど健康づくりにも繋げられるような取り組みを進めます。

また、既存のスポーツ施設について、計画的な維持管理を行うとともに、利用時間の見直し等、利便性の向上と利用の促進を図ります。

さらに、各実施主体で発信されている、市のスポーツ情報を集約して提供できる体制を整え、欲しい情報がいつでも手に入ることで、市民とスポーツの繋がりを強める取り組みを進めます。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-----------------|---|-----------|-----------|---|
| 市民のスポーツ実施率の向上 | 週1回以上スポーツ（身体を動かすあらゆる活動を含む）を行っている市民の割合 | % 32.7 | % 52.0 | 「埼玉県スポーツ推進計画」の数値目標を参考し、「戸田市スポーツ推進計画」において、戸田市の現状値を踏まえて設定 |
| 総合型地域スポーツクラブの創設 | 地域で気軽にスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブの整備 | 施設 2 | 施設 4 | 「戸田市スポーツ推進計画」における指標を参考し、さらにその後の状況を踏まえて設定 |
| 健康増進事業と連携した事業数 | 健康増進事業と連携し、ウォーキング・ランニングコースや市民体力テスト等を活用した事業の実施 | 事業 1 | 事業 5 | 平成32年度までに5事業と連携していく（積算） |

施策
14

スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策の目的

健全なスポーツ・レクリエーション団体の育成と指導者の資質向上を図るとともに、市民のスポーツ・レクリエーション活動を促進します。また、戸田ポートコースを活かした、戸田市独自のスポーツ・レクリエーション活動を展開します。

●施策の現状

高齢化の進行に伴い、健康の維持、増進を目的とするスポーツ・レクリエーションの重要性はますます高まっていますが、平成25年3月に実施した戸田市スポーツに関する意識調査では、1週間に1度以上スポーツを実施している人の割合は32.4%でした。

スポーツ・レクリエーション団体の公認指導者はそ

の資格取得が難しいためか、その数が少ない状況です。

また、戸田ポートコース等の地域資源を活かした取り組みとして、ボート教室に加え、新たにボート競技観戦ガイドツアーや彩湖でのボート＆カヌー体験教室を実施してきました。

●課題

日ごろスポーツを行っていない市民に対して、スポーツ・レクリエーションの重要性を再認識してもらうための取り組みが必要です。

また、各スポーツ・レクリエーション団体の活動を

担う指導者の育成が課題です。

さらに、地域資源としてのポートコースについても市民の関心を高めていく事業の展開が課題です。

●取組方針

市民がスポーツ・レクリエーション活動をより身近に感じられるよう、市主催のスポーツ教室の充実や、スポーツ・レクリエーション団体によるスポーツを行う機会の提供に対する支援を強化していきます。

また、公認指導者の資格取得支援等、スポーツ・レクリエーション団体における指導者育成を図るとともに、各団体が今まで培ってきたノウハウを活かし、スポーツを通じた地域交流が促進されるよう補助、支援

の充実を図ります。

さらに、ポートコースで行われる競技への市民の関心を高めていくために、これまで実施してきたボートやカヌーの教室をより魅力のあるものにしていくとともに、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見越し、地域資源を活かした活動を展開していきます。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|--------------------|---|--------|-----------|--|
| 市主催のスポーツ教室の参加率 | 戸田市で主催するスポーツ（身体を動かすあらゆる活動を含む）教室や講座の定員に対する参加者の割合 | 77 % | 90 % | 「戸田市スポーツ推進計画」における指標を参照して設定 |
| 市主催のボート・カヌー教室の参加者数 | 戸田市で主催する、地域資源を活かした教室の参加者数 | 190 人 | 250 人 | 「戸田市スポーツ推進計画」における指標を参照して設定 |
| 市民のスポーツ実施率の向上 | 週1回以上スポーツ（身体を動かすあらゆる活動を含む）を行っている市民の割合 | 32.7 % | 52.0 % | 「埼玉県スポーツ推進計画」の数値目標を参照し、「戸田市スポーツ推進計画」において、戸田市の現状値を踏まえて設定。 |

誰もが健康でいきいきと 生活できるまち

【目指すべき姿】

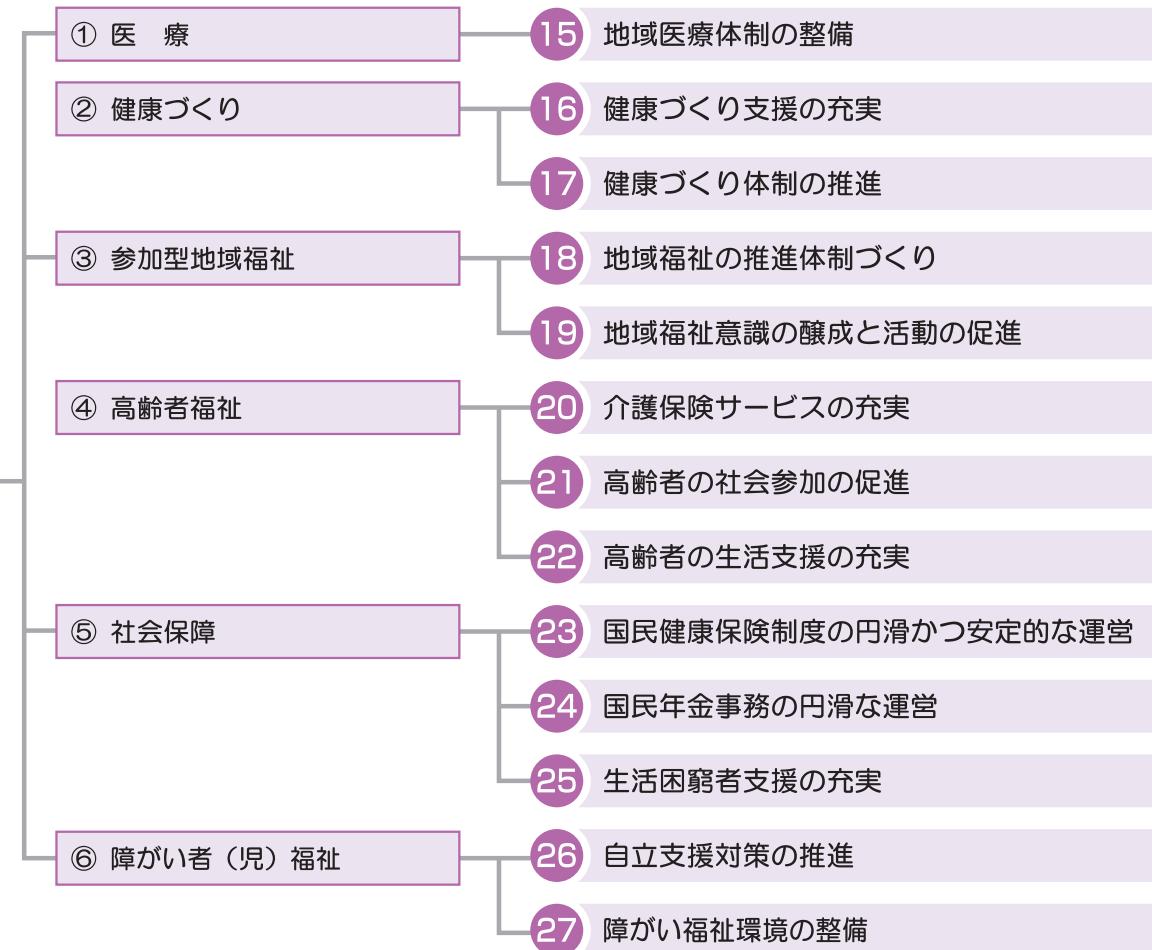
市民が、健やかで元気に暮らせるよう福祉サービスの更なる充実を図るとともに、地域と連携した医療体制を構築し、高齢者や障がい者など、誰もが安心していきいきと生活できるまちを目指します。

協働会議からの提言

市民が健やかで元気に暮らすためには、心の健康が今後特に重要です。心の健康のためには、地域の中で孤立しないよう、つながりやきずなを構築するとともに、一人ひとりが地域で活躍し生きがいを感じられるよう、多様な活動の場づくり（活動内容や報酬面などの多様化）が必要です。



II 誰もが健康でいきいきと生活できるまち



施策
15

地域医療体制の整備

施策の目的

救急医療体制の強化と診療機能の充実により、地域医療体制を確保し、市民が安心して医療を受けることができるようになります。

●施策の現状

地域医療の拠点である市民医療センターの施設整備については、平成26年1月に診療棟の新築工事が竣工し、平成26年4月から新棟での診療を開始しました。また、同月から、従来の紙カルテを電子カルテとするための医療情報システムを導入し、医療事務等の効率化を図りました。

救急医療体制の強化については、身近な応急措置の啓発活動及び救急電話相談の周知等を積極的に行い、

救急医療の適正利用を推進しました。

また、診療機能については、平成24年4月に禁煙外来を、平成26年6月には要望の多かった耳鼻咽喉科を開設するなど充実を図りました。

市民医療センターの経営改革の一環として、救急医療における協力団体を対象とした補助金について、市単独事業分の見直しを行うなど、効率的な運営に向けた改善を行いました。

●課題

市民医療センターにおける外来待ち時間の短縮等、受診環境の改善を図り、利用者が快適に安心して受診できるよう顧客満足度を高める取り組みが必要です。

財政面では、厳しい経営状況が続いていることから、経営改善に向けて、より一層効率的な運営が必要です。

●取組方針

命にかかるなど緊急性の高い方への救急医療体制を確保するため、家庭で対処可能な応急処置方法の普及を目的とした小児救急市民講座を開催し、その内容充実に取り組みます。

また、地域に根差した公的医療機関として、外来、入院診療のみならず、往診診療の強化を図るなど診療機能を充実させるとともに、医業収益の改善にも取り組みます。

市民医療センター利用者の満足度を高めていく取り組みの一つとして、特定健診等の予約制の健康診断を平日以外の休日にも実施するなど、利便性向上を図ります。

経営健全化に向けては、経営会議にて医療スタッフを含めた共通認識の醸成を図るとともに、委託健診等の手数料を適正水準に見直すなど、経営改善に取り組みます。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------------|----------------------|---------------|---------------|------------------------|
| 市民医療センター施設利用者満足度 | アンケート調査による利用者の満足度の割合 | % 65 | % 75 | 過去4年間の平均値（62.5）の20%分の増 |
| 市民医療センター医業収益 | 医業収益の金額 | 千円 359,064 | 千円 373,427 | 当初値の4%増 |
| 市民医療センター経営改善 | 医業収支比率の割合 | % 60 | % 63 | 当初値の5%分の増 |

施策
16

健康づくり支援の充実

施策の目的

市民が健康で、生きがいを持ちながら、自立して活動的に暮らせるようになります。
また、子どもたちが心身共に健やかに成長するために、必要な育児支援を行います。

●施策の現状

市民の健康状態を把握する健診等については、乳幼児健診受診率が未受診者対応の徹底により88.8%から95.1%に、新生児訪問実施率が、委託料及び人件費予算を増やしたことにより76.4%から88.3%に、がん検診受診率は対象者全員通知やがん撲滅運動等により24.1%から39.6%へとそれぞれ上昇しました。

また、任意予防接種として助成を行ったヒブ、小児肺炎球菌、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌ワクチンは、定期予防接種となつたため、引き続き公費助成を行い、感染症予防対策を進めました。

一方、特定保健指導の実施率は14.0%から13.5%と横ばいとなっています。

また、年々増加傾向にあるこころの健康に対しては、専門の窓口を設置し隨時対応、関連部署との連携強化を図るなどの相談・支援体制の整備を進めました。

積極的に健康づくりに取り組む市民が増える一方で、健康に関心がない市民もまだ少なくありません。その結果、健康格差という問題も表れてきました。複雑な問題を抱え、個別支援が必要な市民や、緊急対応が必要な場面が増加しています。

●課題

健康寿命の延伸と健康格差の解消を目指し、特に、がん検診受診率の向上や、健康に関心が低い若い世代の健康意識を高めることが課題です。

こころの健康の問題は今後も増加することが予測され、自殺対策の一環としても大変重要なため、取り組みをより一層強化する必要があります。

●取組方針

子どもや高齢者の健康づくり支援を継続しつつ、特に若い世代の健康に対する関心を喚起するため、様々な機会における啓発やICTなど多様な手段による周知を図ります。

また、こころの健康に対する取り組みとして、市民が孤立しないよう身近な人々を見守るゲートキーパーの育成をはじめ、家族ぐるみ、地域ぐるみによる健康づくり事業を推進します。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|----------------|---|-----------|-----------|--|
| がん検診受診率 | 戸田市が行う胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診の70歳未満の平均受診率 | % 39.6 | % 44 | 国のがん検診目標受診率の平均値（70歳未満の受診率、胃・大腸・肺がん検診は40%、乳・子宮がん検診は50%） |
| 健康づくり事業参加者数 | 成人の健康づくり事業の60歳未満の参加者数 | 人 260 | 人 390 | 当初値の50%増（健康づくり事業は60歳未満の参加者が少ないため） |
| こころの赤ちゃん訪問実施率 | 生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問実施率 訪問件数÷対象件数 | % 90.6 | % 95 | 当初値の5%増 |
| こころの健康教育事業参加者数 | 講演会、講座の参加者数 | 人 70 | 人 100 | 当初値から30人増 |

施策
17

健康づくり体制の推進

施策の目的

自分や家族の健康づくりについて、自ら学び、行動できる仕組みをつくることで、市民が健康で元気に暮らせるようにします。

●施策の現状

「第2次戸田市健康増進計画」を策定し、計画に基づく様々な保健事業を実施しています。健康づくりに関する手法として、予防接種スケジュール管理システムやメンタルチェックシステムの導入等、新たなICTを活用し強化を図りました。

また、市民が主体となった健康づくりの企画事業は、目標回数を超える、健康づくりを通した市民の輪が広が

ってきています。

さらに、健康寿命の延伸を目指し、平成26年度に「戸田市健康なまちづくり推進庁内会議」を設置し、庁内の関係各課が連携して取り組む体制を整えました。地域との協働については、健康づくりポイント事業等、一部の事業で取り組み始めたところです。

●課題

保健事業への市民参加を広げるには、健康意識が低い市民に対する意識向上への働きかけや環境整備が必要であり、庁内関係課との協力、連携体制により、ハード、ソフトの両面から取り組む必要があります。

また、地域との協働による健康づくりに向けて、市民団体の育成や企業、NPO等と相互に協力・連携する支援体制の充実が課題です。

●取組方針

市民が高い健康意識を持ち、主体的に取り組めるよう、町会・自治会、学校、健康のために活動している団体やボランティア等との協働による推進体制の強化を図ります。

また、庁内においては、戸田市健康なまちづくり推進庁内会議を中心に連携体制を強化し、ハード面では、安全で歩きやすい環境整備等、ソフト面では健康教育の実施やICTの活用等の取り組みを進めます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------------------|--|----------|-----------|--------------|
| 健康教育 | 市民団体等から福祉保健センターに依頼があった戸田市まちづくり出前講座や依頼健康教育の数 | 件 39 | 件 46 | 当初値の20%増 |
| 健康づくりに関わる活動をしている団体の会員数 | 「戸田市ボランティア・市民活動支援センター」等に登録し、健康づくりに関わる活動をしている人数 | 人 418 | 人 500 | 当初値の20%増 |

施策
18

地域福祉の推進体制づくり

施策の目的

市民の誰もが住みなれた場所で、いきいきと暮らすことができるよう、市民が必要な時に必要とする福祉サービスを受けることができるようになります。

●施策の現状

福祉と保健を統合した拠点として、平成23年4月に福祉保健センターを開設し、健康増進施策や福祉相談等が連携したサービスを提供しています。

また、平成27年9月には上戸田福祉センター再整備事業により、多様なニーズに対応した、新たな地域交流・コミュニティの拠点となる上戸田地域交流セン

ター（あいパル）を開設しました。

人とのつながりが希薄化している中、既存の福祉センターは主に高齢者の社会参加支援や交流を担えているものの、世代間の交流の場やコミュニティ機能への対応が十分にできていないのが現状です。

●課題

施設を有効活用し、地域のニーズや課題に対応した事業の実施や、世代間交流のきっかけづくりや活性化が課題です。

●取組方針

多様化する福祉ニーズに対応するため、保健部門と福祉部門の連携体制の更なる強化に取り組みます。

また、福祉施設等の既存資産を有効活用し、地域の交流拠点を整備するための総合調整を行います。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|--------------|-------------------------------------|---------|-----------|--------------|
| 多世代交流スペースの整備 | 地域交流センター及び福祉センター3館内の多世代を対象とした居場所の確保 | か所 1 | か所 4 | 各福祉センター等 |

施策
19

地域福祉意識の醸成と活動の促進

施策の目的

市民の誰もが地域社会の中でいきいきと生活できるよう、共助の精神に基づく地域福祉活動を広め、ボランティアの育成と支援により、助力を必要としている市民が多様な福祉サービスを地域で受けることができるようになります。

●施策の現状

地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会や、地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員協議会等の福祉関係機関と協力しながら、地域における様々な福祉活動を行ってきました。

具体的には、社会福祉協議会が中心となり、市内各支部において、リズム体操やふれあいサロン、子育てサロン等を行い、サロン実施支部に対しては、フォローアップ研修も実施しました。一部の支部では、学校向けのまごころこども塾や福祉教育が実施されたほか、

地域福祉まつりやボランティア体験等、民生委員や地域住民等の協力のもと、地域における福祉活動を実施しました。

また、地域福祉活動の担い手の発掘・育成のために、ボランティアアドバイザー養成講座を実施し、現任アドバイザーに対してはアドバイザースキルアップ講座を実施しました。しかし、依然として福祉関係機関の組織力の低下や地域福祉活動の新たな担い手が不足しているのが現状です。

●課題

地域福祉のニーズは複雑多岐にわたっており、市民参加による「相互の助け合い」がますます重要であり、地域福祉に対する意識啓発等を通して、参加型地域福祉をさらに推進していく必要があります。

また、複雑多様化する福祉ニーズに対応する体制の整備や主体的な地域福祉活動の担い手不足の解消が課題です。

●取組方針

高齢者をはじめとした見守りを必要とする世帯を対象に、民生委員を中心とした見守り活動を継続的に実施します。さらに、定期的に各戸を回る宅配業者やライフライン関連の事業者及びボランティアのマンパワーを活かした見守りネットワークを拡充し、地域の見守り活動の促進・支援を図ります。

地域福祉活動に参加する新たな担い手の発掘に当たっては、社会福祉協議会とより一層連携し、支部活動

参加者拡大に向けた新たな活動メニューの研究、提供等を検討していきます。あわせて、アドバイザーの安定的確保や組織強化を目的に、現在のアドバイザー養成講座を継続的に実施していきます。また、地域福祉まつりをはじめとした、地域交流イベント等の充実を図り、幅広い市民に地域福祉活動への参加を促しています。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-----------------|----------------------------|------|-----------|--------------|
| 見守りネットワーク事業者締結数 | 戸田市と見守りネットワークの協定を締結した事業者の数 | 事業者7 | 事業者12 | 毎年1事業者以上 |

施策
20

介護保険サービスの充実

施策の目的

高齢者等が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても本人やその家族等に対して、保健、医療、福祉の連携を図り、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、切れ目のない包括的なサービスを安定的に提供します。

●施策の現状

高齢者人口が増加し続ける中、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度までに、高齢者がいつまでも住みなれた地域で自分らしい暮らしができるよう、介護・医療・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組みを進めています。

特別養護老人ホームについては、平成25年度及び

平成26年度に1か所ずつ整備をし、戸田市立介護老人保健施設について、平成27年度に増床工事が完了しました。

また、平成27年度には、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置することで、認知症高齢者の相談窓口の充実を図りました。

●課題

高齢者人口の増加に伴い、相談内容の多様化や介護等に関する相談も増加傾向にあり、地域包括支援センター等、身近な相談窓口機能の充実が求められています。

また、要支援1・2の方の通所介護及び訪問介護について新しい総合事業への移行を円滑に行うとともに、

サービスの充実を図っていくことが求められています。

さらに、整備後の特別養護老人ホーム及び戸田市立介護老人保健施設における待機者の推移を分析するとともに、今後予想される認知症高齢者の増加への対応が課題となります。

●取組方針

地域包括ケアシステムの構築に向けては、介護保険の関係機関のみならず、様々な民間の福祉活動とも連携を図るとともに、高齢者人口の更なる増加に対応するため、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを1か所増設し、相談・支援体制の充実を図ります。

また、認知症の方が落ち着いて暮らすことができる

よう、少人数で家庭的なケアを提供する施設である認知症グループホームを整備します。

新しい総合事業の取り組みにおいては、ボランティア等を活用した生活支援サービスの創設、高齢者サロンの整備及び参加しやすい住民主体の介護予防教室の充実について戸田市の実情に合った在り方の検討を進めています。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-----------------|--|----------|-----------|---------------------------------------|
| 地域包括支援センターの設置数 | 地域包括ケアシステムの拠点となる地域包括支援センターを増設する。 | か所 3 | か所 4 | 高齢者人口6,000人に対して1センターを基準として1か所を増設する。 |
| 認知症グループホームの利用定員 | 認知症になっても、いつまでも住みなれた地域で暮らすことができるよう地域密着型サービスの1つである認知症グループホームを整備する。 | 人 123 | 人 159 | 1施設当たり定員18人 (2ユニット×9人)×2施設 =36人 |

施策
21

高齢者の社会参加の促進

施策の目的

高齢者が生涯健康で生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、社会参加の場を確保し、高齢者の希望と能力に応じた働き方ができる環境を整備するとともに、その活動を支援します。

●施策の現状

高齢者人口が増加している中、地域で高齢者活動を行っている老人クラブの単位数及び会員数は減少傾向にあります。その背景には、高齢者自身の意識の高まり、多様なライフスタイルの変化、社会参加の窓口の多様化等による高齢者の社会参加の場の広がりが挙げ

られます。

また、シルバー人材センターについては、定年の延長、景気の回復などから、高齢者を取り巻く労働環境が変化しており、仕事内容については多様化し、増加傾向にあります。

●課題

多様化するニーズに対応した社会参加の場の創出、充実が必要です。特に、老人クラブについては、新規会員が加入しやすいような土壤づくりや魅力ある事業の展開が必要です。

また、シルバー人材センター組織の安定化と更なる会員の増強、就業の拡大、社会奉仕活動の充実を支援していく必要があります。

●取組方針

老人クラブ活動及びシルバー人材センター事業については、高齢者にとって身近な社会参加の場であるため、それぞれ会員増となるよう継続的に支援します。

老人クラブの活動内容については、新時代の高齢者のニーズを踏まえた魅力ある事業を展開できるように

支援していきます。

シルバー人材センター事業については、高齢者が地域で活躍できるように様々な働き方を提供するとともに、多様化する地域のニーズに対応できるよう支援していきます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------|----------------|------------|------------|---|
| 老人クラブ会員数 | 単位老人クラブからの報告人数 | 人 2,183 | 人 2,334 | 平成25年度の高齢者人口に対する加入率を平成32年度の推計高齢者人口に乗じた。 |
| シルバー人材センター | 年度末会員数 | 人 609 | 人 651 | 平成25年度の高齢者人口に対する加入率を平成32年度の推計高齢者人口に乗じた。 |

施策
22

高齢者の生活支援の充実

施策の目的

在宅福祉サービスの充実を図り、高齢者の在宅生活を支援することで、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるようにします。

●施策の現状

高齢者人口の増加に伴う扶助費等の支出の増加傾向に対し、安定した事業展開を図るために事業の見直しを継続的に実施しています。

また、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増

加し続けており、支援が必要な高齢者や虐待件数が増加傾向にあり、地域包括支援センターと連携を図ってきました。

●課題

高齢者人口の増加により、扶助費などサービスに係る経費が増大し、現在のサービス水準の維持が困難になるおそれがあります。

また、高齢者福祉サービスの内容について、時代に

合ったものとなるよう見直すとともに、高齢者への周知及び説明を行い、理解を図ることが必要です。

さらに、高齢者へのきめ細かな福祉サービスを提供するため、ケースワーク体制の充実が必要です。

●取組方針

高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って自立した生活を送れるよう、在宅生活の支援、安心・安全の確保、居住の支援などの高齢者福祉サービスの充実を図ります。また、地域包括支援センター等の関係機関や民生委員・児童委員と連携しながら高齢者の見守り活動の充実を図るとともに、一人暮らしの高齢者の生

活を支えるため、緊急時の発信ができる相談機能が付いた機器等の普及に努めます。

また、サービスの見直しについては、学識経験者や公募の市民委員で構成される総合介護福祉市民協議会において検討していきます。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|--------------|---------------------------------------|----------|-----------|---|
| 高齢者向けの情報啓発 | 高齢者向けの情報啓発のため、広報、ホームページ、パンフレット等における周知 | 回 8 | 回 10 | 例年実施回数 |
| 緊急連絡システム登録者数 | 緊急連絡システム登録者数 | 人 640 | 人 720 | 「第6期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の見込量(過去の伸び率と今後の高齢者人口の増加率から見込量を算出) |

施策
23

国民健康保険制度の円滑かつ安定的な運営

施策の目的

市民（被保険者）が病気やけがをしたときに、誰もが安心して医療サービスを受けることができるよう国民健康保険制度を運営し、保険加入者の健康の保持、増進に努めます。

●施策の現状

高齢化の進展により、医療費は毎年増大していく一方で、保険税の収納率は伸び悩んでおり、国民健康保険事業の運営は非常に厳しいものとなっています。

医療費抑制策については、平成27年度に、レセプトデータ等を活用したデータヘルス計画を策定しました。

また、保険税の収納率向上策としては口座振替等を推奨し、保険税の適正化については平成27年度に課税限度額を引き上げました。

持続可能な国民健康保険制度を構築するため、平成30年度以降は埼玉県と共同で国民健康保険事業の運営を行う予定となっています。

●課題

国民健康保険事業を維持、充実するためには、医療費の抑制と、財源の安定的な確保への更なる注力が必要であり、また、埼玉県との共同運営のための体制整備も課題です。

また、市民の健康への関心が高まるよう、特定健康

診査や特定保健指導を充実させていくことや、レセプトデータ等を活用しながら生活習慣病重症化予防策の推進、ジェネリック医薬品の利用促進等の取り組み強化が必要です。

●取組方針

レセプトデータ等の更なる活用により、生活習慣病等の重症化予防や医療受診の適正化を図ります。

また、対象世帯への電話勧奨といった取り組み等により、特定健康診査の受診率向上を図るとともに、ジ

エネリック医薬品差額通知等、ジェネリック医薬品の利用促進策を推進することで、被保険者の医療費抑制を図ります。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|---------------------|---|-----------|-----------|---|
| 特定健康診査受診率 | 40歳以上の被保険者に係る特定健康診査の受診率 | % 39.7 | % 60 | 国が示す目標値 「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」から |
| ジェネリック医薬品（後発医薬品）利用率 | 実際に被保険者に処方された医薬品のうち、ジェネリック医薬品代替可能な処方薬の場合において、被保険者がジェネリック医薬品を利用した率 | % 55.7 | % 80 | 国が示す目標値 「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針）」から |

施策
24

国民年金事務の円滑な運営

施策の目的

市民が国民年金に関する各種の届出や相談をいつでも受けられるよう、諸届けの受付を円滑に行い、相談機能を充実します。

●施策の現状

国民年金制度への不安の増大に伴い、国民年金保険料の納付率が低迷しています。安心して国民年金に加入してもらい、国民年金保険料を納付してもらえるよう、窓口において国民年金制度をよく説明し、免除制度や口座振替等の案内を行っています。

●課題

国民年金制度に対する不安解消と、国民年金保険料の納付率向上が課題です。

●取組方針

窓口で被保険者一人ひとりの状況に応じ、分かりやすく国民年金制度を説明し、理解を求めるとともに、免除制度の周知や、口座振替の推奨等により、国民年金保険料納付率の向上を図ります。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------|----------------------------|--------|-----------|-------------------------|
| 国民年金保険料納付率 | 国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の現年度納付率 | 51.4 % | 65 % | 「日本年金機構中期計画」における納付率の目標値 |

施策
25

生活困窮者支援の充実

施策の目的

生活困窮者等の生活安定と自立を促すため、生活保護制度の適正な運用を図るとともに、相談者の事情に応じて、適切な支援・指導を行います。

●施策の現状

生活保護に関する相談件数や生活保護申請数が落ちている中、自立世帯数は、就労支援相談員の支援により平成22年度30件、平成23年度26件、平成24年度58件、平成25年度41件、平成26年度11件とほぼ毎年目標値（20件）を達成しています。

一方、高齢による雇用打ち切り、年金収入だけの生

活、精神障がい者の就労困難、就労していない若い世代等、生活困窮する状況は複雑化している傾向にあります。

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行し、従来の生活保護に至る前の生活困窮者に対しての支援強化を図っています。

●課題

今後も生活保護の自立につながる就労支援対策の更なる充実が必要です。

生活困窮者については、生活に困っているながらも、

相談にいくきっかけがつかめない人に対し、どのように相談に乗り、支援していくかが課題です。

●取組方針

生活保護の自立については、生活保護担当職員、就労支援相談員が生活保護受給者に対し、引き続き、面接やふるさとハローワークへの同行、求人票を用いての求職活動の支援を行うことにより、就労自立世帯数を増やしていきます。

また、生活困窮者の支援については、生活自立相談センター及び関係機関との連携や、市関連部署から市民への働きかけにより生活困窮者の発掘を行い、現在

抱えている問題を把握し、問題解決に向け相談を行い、生活困窮状態から抜け出せるように支援していきます。

さらに、生活困窮者から受け付けた相談に対しては、自立に向けた支援プラン案を策定し、関係機関で構成される支援調整会議でプランの承認、決定を行い、承認されたプランに基づき具体的な支援を実施していきます。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|----------------------|---------------------------|----------|-----------|--------------------------|
| 生活保護の自立世帯数 | 1年間当たりの就労自立した世帯数 | 世帯 20 | 世帯 30 | 平成22年度から平成26年度の平均値に基づき設定 |
| 生活保護受給者の自立支援プログラム利用数 | 就労支援相談員による就労支援者数 | 件 300 | 件 350 | 当初値から50件増 |
| 生活困窮者支援対象者数 | 支援調整会議で承認されたプランに基づき支援した人数 | 人 15 | 人 25 | 今までの実績からの根拠 |

施策
26

自立支援対策の推進

施策の目的

障がい者(児)が、その有する能力や適性に応じ、自立し、安心して地域での生活を送れるようにします。

●施策の現状

障害福祉サービスの適正な利用を推進するため、平成25年度からサービス受給者に対するサービス等利用計画の作成に着手しました。セルフプランではなく、相談支援専門員による利用計画案の作成促進について、既存の特定相談支援事業所3か所に加え、市内の障害福祉サービス事業者の協力により、新たに9つの事業所で利用計画案作成を行う体制を整備しました。

障がい者の就労については、平成26年度に自立支援協議会内に、社会参加や就労の促進を目的として障害者就労推進部会を立ち上げ、体制を整備しました。現在は、戸田市障害者就労支援センターを中心に、関

係機関と連携しながら、就労に関する支援を行っています。

また、コミュニケーション支援として、平成24年度から障害福祉課内に手話通訳者を設置しました。その他、要約筆記やデイジー等の普及を推進しています。

さらに、発達障がいについては、幼児健診や就学時健診等のほか、平成24年度から保育所等を巡回して相談支援を実施し、関係機関と連携しながら早期発見に努めています。また、サポート手帳を活用することで、乳幼児期から成人期に至るまで、一貫した支援を受けやすくしています。

●課題

障がい者(児)が地域で自立して暮らしていくための様々なニーズに対応し、今後はセルフプランではなく、専門性の高い相談支援事業所等による計画作成の

拡大が課題です。

また、障がい者の就労については、より一層関係機関と連携を深め、就労につなげていくことが課題です。

●取組方針

平成24年10月1日から「障害者虐待防止法」が施行され、平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されたことから、障がいのあるなしにかかわらず、互いに尊重し合えるよう、障害者週間に合わせた広報の特集や、戸田市まちづくり出前講座等を活用しながら意識を醸成していきます。

また、専門性の高い相談支援事業所の新規立ち上げ

を促進させるなど体制を整備することで、障害福祉サービス等の支援を適正に受けられるよう、サービス等利用計画作成を拡大していくとともに、障がい者が有する能力や適性を活かすための就労を推進していくなど、関係機関等と連携しながら、障がい者(児)が自立し、安心して地域で生活を送れるよう、支援していきます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|----------------|---|------------|------------|----------------------------------|
| サービス等利用計画作成数 | 障害福祉サービス等の支援を適正に受けられるよう、専門性の高い相談支援事業所による計画作成数を増やしていきます。 | 件／年 245 | 件／年 512 | 「障害者総合支援法」「児童福祉法」「第4期戸田市障がい福祉計画」 |
| 福祉的就労からの一般就労者数 | 福祉的就労施設から一般就労への移行を進めていきます。 | 人／年 7 | 人／年 12 | 「第4期戸田市障がい福祉計画」 |

施策
27

障がい福祉環境の整備

施策の目的

障がい者(児)の活動拠点を充実させ、障がい者(児)が地域で安心して生活できるようにします。

●施策の現状

短期入所(ショートステイ)や障害児放課後児童クラブ(現在は主に法定の放課後等デイサービスに移行)については、新たな施設の開設や民間参入により解消できました。

戸田市では、障がい者(児)数は年々増加傾向にあ

るため、平成26年4月には、新たに障がい者福祉施設を開設し、地域で生活している障がい者等が安心して充実した生活が送れるように、支援施設の整備を進めました。

●課題

今後は、引き続き利用の伸びが見込まれる障がい児の受け入れ先を確保することが課題です。

また、障がい者の法定雇用率の引き上げ等により、

要望の多い就労継続支援B型をはじめとした就労系サービス等、更なる障がい者の就労機会の拡大や就労の場が求められています。

●取組方針

障がい者(児)が自立し、地域で安心して生活を送り、有する能力や適性を活かせるよう、要望の多い就労移行支援及び就労継続支援、放課後等デイサービス

などの受け入れ先を確保するなど、社会参加するための活動拠点を充実させていきます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|----------------|---|------------|------------|------------------------------------|
| 就労系事業所通所者数 | 障がい者が有する能力や適性を活かせるよう、就労の場を増やすことで、通所者数を増やしていきます。 | 人／年 154 | 人／年 234 | 「第4期戸田市障がい福祉計画」特別支援学校及び特別支援学級の在学者数 |
| 放課後等デイサービス利用者数 | 利用実績の増加や利用意向の高さから、利用者数を増やしていきます。 | 人／年 85 | 人／年 120 | 「第4期戸田市障がい福祉計画」児童発達支援及び育成保育の利用者数 |

安心して 安全に暮らせるまち

【目指すべき姿】

河川の氾濫による水害や地震などの自然災害に備えるとともに、日常生活における防犯意識の向上を図ることで、災害に強く、また、犯罪や事故の少ない安心・安全なまちを目指します。

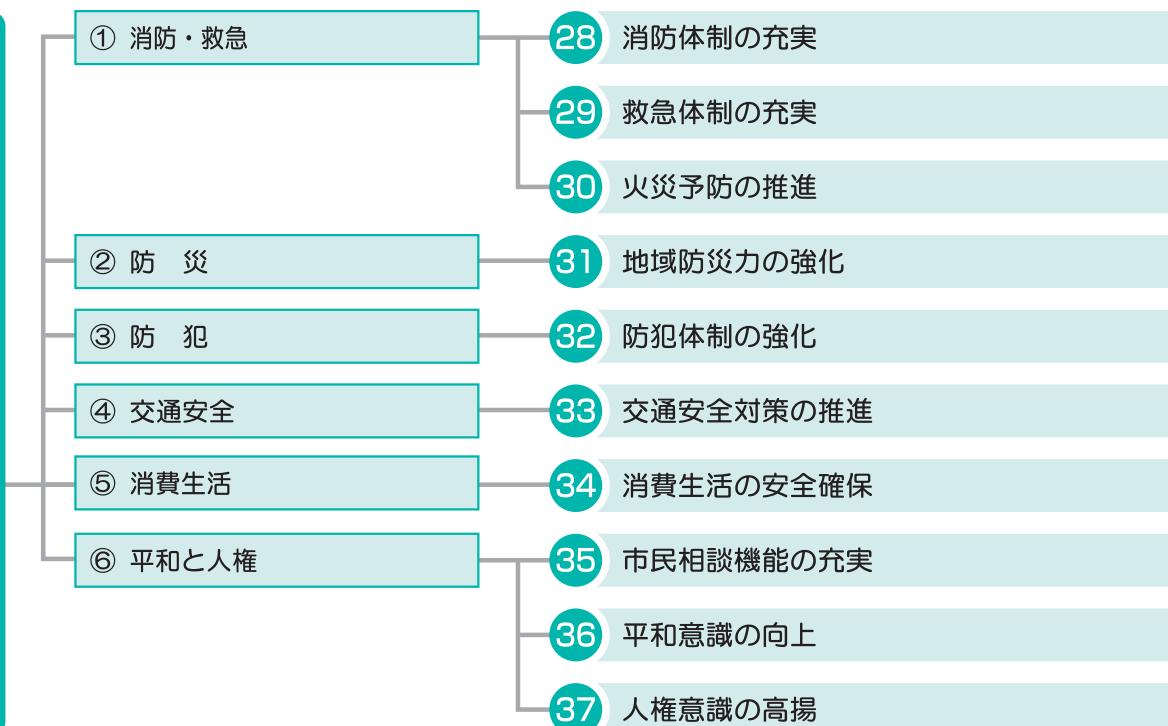
協働会議からの提言

地域の防災力向上のためには、自主防災の担い手として中高生を育成していくとともに、そのために重要な、地域と中高生のつながりや居場所づくりを積極的に推進する必要があります。また、地域全体の防災意識の向上や、防災資源の活用を進め、防災訓練を通した地域全体のつながりとともに強化していく必要があります。

犯罪や事故の減少については、自転車がキーワードであり、自転車盗の抑止や、自転車レンタル拡充等の対策を進めるとともに、ゾーン30等の交通安全対策も含め、地域全体で取り組みを進めていくことが求められています。また、防犯リーダーが活躍できる場をつくることも必要です。



III 安心して安全に暮らせるまち



施策
28

消防体制の充実

施策の目的

大規模災害や特殊災害発生等に備えて、消防施設及び資材等を充実するとともに、消防職員、消防団員のスキルアップを図ることにより市民が安心して生活できるよう、消防体制の充実を図ります。

●施策の現状

平成26年度に、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の運用を開始し、消防緊急通信指令施設（指令台）の機能強化を実施しました。

また、平成27年度には、強力な消防体制の確立を目指して、消防署組織を現在の4課制から3課制及び

2交代制から3交代制へ改正するとともに、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を目的に、新たに職務を限定した機能別分団を導入し、消防団員の定員を増加しました。

●課題

消防体制の充実については、大規模災害、特殊災害に備え、消防車両や資機材の計画的な更新・整備を実

施するとともに、新たな専門的知識や技術を持った人材の確保や育成が必要です。

●取組方針

消防職員及び消防団員に対する消防部内における消防技術や知識の伝承をはじめ、埼玉県消防学校、消防大学校等の各種教育機関等での教育、法人や民間企業等が実施する講習等を受講し、専門的知識や技術の習得を計画的に実施します。

また、地域防災力の充実強化のため、消防団員の募

集について、市内におけるイベントや町会等各種団体の役員会・総会時において入団募集活動を実施する等、入団促進策を実施します。

さらに、消防車両や資機材の更新・整備を計画的に実施します。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------|---|------|-----------|-------------------------------|
| 消防団員に対する教育 | 消防団員に対する消防部内や消防学校等の教育機関、法人及び民間企業等による各種講習会等による教育の受講率 | 80 % | 85 % | 消防団員（実員）の各種教育等受講率 |
| 消防団員の加入促進 | 毎年定年等により減少していく消防団員及び新たに創設した機能別分団員の加入促進 | 70 % | 90 % | 実員（基本団員94人・機能別団員17人）÷定員（124人） |
| 潜水隊員の養成 | 消防職員により構成される潜水隊は、水中という特殊な環境下において救助活動をするため、長期の養成教育期間を経て、複数の候補者の中から選抜し任命される | 15 人 | 18 人 | 潜水隊1隊6名×3隊 |

施策
29

救急体制の充実

施策の目的

救急救命士の専門的な教育制度を充実させ、救急における市民の救命率向上を図るため、救急体制の充実を図ります。

●施策の現状

在住・在勤者を対象に救命率向上を目的として、1人でも参加できる常設の救命講習会を定期開催するほか、団体については要請に基づき隨時実施しています。

また、公共施設を中心に、AEDの設置を拡充して

きました。さらに、公共施設だけでなく、事業所等との協働事業として、平成27年度から救急協力事業所表示制度を導入し、身近な場所で市民誰もがAEDを使用できる環境整備を図っています。

●課題

普通救命講習に関する市民の積極的な参加と、市内の事業所などに設置されているAEDを市民誰もが使用できる環境づくりが重要です。

その他、救急救命士が行う特定行為において、「心肺停止前の重度傷病者に対する静脈路確保と輸液」及び

「血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」が新たに加わったことから、早期に救急救命士全員が、これら救命処置を行う資格取得のための教育環境を整えることが課題です。

●取組方針

救急協力事業所の拡充を図り、事業所等の従業員や一般市民にも応急手当の必要性を認識してもらい、救命講習への積極的な参加を促します。

その他、救急救命士を含めた救急隊員の知識及び技

能の向上を図るため、「派遣型救急ワークステーション」等、医療機関との連携をさらに強化し、救急隊員の教育環境を整えます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-------------------|---|---------|-----------|---|
| バイスタンダーによる応急手当実施率 | 心肺機能停止傷病者に対し、近くに居合わせた人(バイスタンダー)による心肺蘇生法などの応急手当実施率 | % 45 | % 50 | 全国平均が44.9%であるため、約5%増の50%を目標値とした。 |
| 救急協力事業所表示制度の認定数 | 同表示制度の認定数 | 件 50 | 件 130 | 平成26年度の意向調査により協力すると回答した事業所(130件)すべてを認定する。 |
| 特定行為取得者数 | 救急救命士数に対する特定行為取得者数 | % 41 | % 85 | 特定行為取得のための教育計画に基づくもの |

施策
30

火災予防の推進

施策の目的

市民の火災予防に対する意識の普及啓発に努めるとともに、建築物等に対する適切な指導を行うことで、火災から市民の安全を守り、安心して暮らすことができるようになります。

●施策の現状

火災による死者数を減少させるため、住宅用火災警報器の普及啓発活動を進めてきました。市内の住宅用火災警報器の推計普及率は8.2%であり、全国平均の79.6%を上回っています（平成26年6月時点）。

また、共同住宅の防火管理者等の届出率（72.5%）も全国平均（71.7%）を上回っています（平成26年3月時点）が、周知徹底が十分とは言えず、防火意識が完全には浸透していません。

●課題

住宅用火災警報器の全世帯への普及が課題です。
また、市民の火災予防意識の更なる向上が課題です。

●取組方針

住宅用火災警報器の普及啓発活動については、平成26年から平成27年にわたり、市内の防火地域及び準防火地域が拡大されたことに伴い、同地域の新築一戸建て住宅については建築確認申請の消防同意時に設置指導できる体制となりました。今後は、毎年の設置

率調査結果を踏まえ、設置率の低い美女木・ 笹目地区に重点を置いて普及率の向上を図ります。

また、防火管理者等の届出件数は継続的に査察等を実施し、防火意識が向上するように努めます。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-----------------------|---|------------|------------|---------------------------|
| 住宅用火災警報器の設置率 | 住宅に設置する住宅用火災警報器の設置率 | % 8.6 | % 9.4 | 過去5年間の平均伸び率×5年分 |
| 防火管理者及び消防計画の届出率（共同住宅） | 防火管理者の選任及び消防計画の届出率の平均((防火管理者の選任率+消防計画の届出率)÷2) | % 73.5 | % 76.7 | 全国平均71.7%+5%目標 |
| 消防訓練参加者（共同住宅） | 消防訓練参加者数 | 人 3,486 | 人 3,736 | 訓練参加者（過去最高） 3,559+5%目標 |

施策
31

地域防災力の強化

施策の目的

災害から市民を守るために地域防災体制の整備に努めるとともに、市民一人ひとりが災害に対しての考え方や知識を持ち、防災意識を高め、有事の際にはお互いに助け合うことのできるような地域づくりを目指します。

さらに、市民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちの実現を目指します。

●施策の現状

首都直下地震の発生の切迫性に加え、大型台風や集中豪雨による水害のリスクが高まる中、地域防災力の強化が求められています。

平成23年の東日本大震災や、近年の大型台風上陸等による災害被害の教訓から、市民一人ひとりや地域における防災意識の向上及び防災対策の充実が図られている一方で、災害発生時には、早期避難などの身の安全を確保する人が少ないとの調査結果もあります。

「災害に強いまちづくり推進ワークショップ」については、平成26年度末現在で、全46自主防災会中38自主防災会で実施しました（実施率約83%）。また、水害避難訓練を実施し、ワークショップで策定した計画の実現性や有効性の検証、

課題の抽出を行っています。

避難行動要支援者避難支援対策については、「避難行動要支援者管理システム」を構築するとともに、「避難行動要支援者避難支援制度」の運用を開始し、平成27年12月末現在で、174名の方が登録されています。

また、災害時における罹災証明書発行の迅速化や復興業務に不可欠な被災者台帳を一元的に包括管理するための被災者生活再建支援システムを導入しました。

さらに、市内5河川に監視カメラを設置するとともに、河川の映像を常時、管理端末及び市ホームページで閲覧できる環境を整備しました。

●課題

戸田市の災害リスクについての正しい認識と災害発生時の適切な避難行動及び災害対応などの知識を、市民一人ひとりや地域全体で深めていくことが重要です。

また、高齢者や障がい者等に対する地域での避難支援体制の充実・強化のため、避難支援者として、若年層世帯に協力を呼びかけていくことが必要です。

さらに、大規模災害発生時における安否確認や救助活動等の円滑化のため、地域の企業や事業所、工場、店舗等との「共助」

の関係構築が必要です。

地域に「共助」の理念を浸透させるには、各地域で、地域防災力の向上につながる活動の調整・推進する役割として強いリーダーシップを持った地域防災リーダーの養成が不可欠です。

被災者生活再建支援システムについては、大規模災害時を想定されたシステムですが、竜巻や台風等による被害発生時においても運用していく、システムの有効利用を図る必要があります。

●取組方針

戸田市の災害リスクについての正しい知識や、災害発生時における適切な避難行動及び災害対応等を身に付けていただくため、市民及び地域の方々を対象に、戸田市まちづくり出前講座や総合防災訓練の機会を活用し、防災知識の啓発・普及に努めます。

特に若年層世帯や地域の企業や事業所、工場、店舗等に対し、防災活動への参加を呼びかけることで、「共助」の理念浸透に取り組みます。

「共助」や地域防災力、特にソフト部分の中心となる自主防災会を対象に、自主防災会員の防災士の資格取得支援に取り組み、適正な知識と強い意識とリーダーシップを兼ね備えた地域防災リーダーの育成に取り組むとともに、全自主防災会に配置

できるよう取り組みます。

「災害に強いまちづくり推進ワークショップ」実施自主防災会を対象に、緊急一時避難場所の更新や、避難行動要支援者の把握・避難支援体制の構築等、ワークショップの取り組みを今後も定期的に実施するよう、自主防災会のサポート・フォローアップを行います。また、水害避難訓練の実施を呼びかけ、各自主防災会が主体的に、住民版地域防災計画の課題点抽出や実効性検証等に取り組めるようはたらきかけていきます。

被災者生活再建支援システムについては、災害時以外の利用を図るために、防災訓練等に罹災証明書発行訓練等を取り入れ、システムの実効性を高められるよう検証を進めます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|---------------------|-----------------------|------------|-------------|---|
| 避難行動要支援者避難支援制度登録者数 | 「避難行動要支援者避難支援制度」の登録者数 | 人 300 | 人 900 | 埼玉県内先進市の登録率(対象者の約10%)を参考に、戸田市の対象者約9,000人の約10%として換算 |
| 防災士資格取得者数(自主防災会推薦者) | 防災士資格取得者数(自主防災会推薦者) | 人 35 | 人 85 | 防災士資格取得者 平成26年度末 25人 年間10人の資格取得見込 |
| 水害避難訓練実施自主防災会 | 水害避難訓練実施自主防災会数 | 自主防災会 3 | 自主防災会 23 | 訓練実施済の3自主防災会を当初値とし、平成28年度以降 年間1地区、5年間で20自主防災会で実施することを目標とする。 |

施策
32

防犯体制の強化

施策の目的

市民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域と連携した防犯対策を推進するとともに、防犯体制の強化を図ります。

●施策の現状

戸田市の刑法犯認知件数は、「とだピースガードメール」や各地域での自主防犯パトロール等の防犯対策の実施により、ピーク時の平成15年と比較し、平成26年中は1,986件と半減しています。

しかし、認知件数は減少しているものの、全体の約3割を占める自転車盗の件数は横ばいであり、依然として犯罪発生率は埼玉県下でも平成26年時ワースト3位という状況で、市民も犯罪発生率が高いまちとの認識があります。

平成27年度には、市内マンション・アパートに自

転車盗の注意喚起チラシを配布し、市内3駅やスーパーマーケット、マンション等の駐輪場に盗難防止ポスターを掲示する等、対策に努めるとともに、市内3駅を中心に防犯カメラを設置しました。

さらに、「とだピースガードメール」については、QRコードによる新規登録や、市民へのPR活動により、登録者が前期目標値の1,800人を大幅に超えた約4,700人と目標を充分達成することができました。

●課題

戸田市の刑法犯認知件数の約3割を占める自転車盗の対策が必要です。

また、町会等が実施する自主防犯パトロールについては、実施場所や実施時間帯等が固定化しないようにするとともに、委託警備員等によるパトロール随行等を今後も継続強化する必要があります。

さらに、自転車盗等に対する防犯カメラの抑止効果の検証が必要です。

振り込め詐欺については様々な対策を講じていますが、犯人側が手法を次々と変えるために、被害件数、被害額共に増加しており、今後も引き続き警察との連携を図っていく必要があります。

●取組方針

引き続き、自転車盗難被害防止活動を行うとともに、新たに導入した防犯カメラの抑止効果や管理状況を検証し、今後の増設等について検討を行います。

また、自主防犯パトロールは決まったコースのみならず、犯罪情報を考慮したコースも加えるなどの工夫をしていきます。

「とだピースガードメール」については、警察とより一層の連携を図り、犯罪の未然防止に役立つよう、情報をさらに迅速に伝達できるような体制を整えます。

さらに、防犯啓発活動や市民大学(防犯講習会)、及び防犯フォーラム等にも力を入れ、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-------------------|-------------------------------|------------|------------|---------------------------|
| 犯罪発生率 | 人口1,000人当たりの犯罪認知件数 埼玉県下ワースト順位 | 位 5 | 位 11位以下 | ワースト10位脱却 |
| パトロール支援 | 町会・自治会等パトロールへの委託警備員等による随行 | % 100 | % 100 | 要望のある町会・自治会等すべてへの随行 |
| 「とだピースガードメール」登録者数 | 全登録者の人数 | 人 4,700 | 人 5,000 | 年間60人増を見込み、5年間で計300人増とする。 |

施策
33

交通安全対策の推進

施策の目的

地域社会と協働して、市民が交通事故に遭わないよう交通安全意識の普及啓発を行い、交通安全対策を推進します。

●施策の現状

戸田市では自転車が関係する交通事故が多く発生している状況にあり、警察署、交通安全協力団体等との協働により、各季ごとに自動車運転手、自転車利用者、歩行者への直接啓発や保育・幼稚園児、児童・生徒へのミニ信号機等を使用した交通ルールの教育指導や高

齢者団体等への実技等を含む交通安全教育を実施しています。

また、交通安全施設について、施設点検を実施し、薄層舗装や交差点内の自発光びょう等の新設修繕を行っています。

●課題

交通安全を取り巻く環境の変化に対し、警察等関係機関との連携を密にするとともに、市民の交通安全意識の高揚を図ることが必要です。

●取組方針

特に自転車に関係する事故を減らすため、自転車シミュレーター等を活用した交通安全教室を引き続き実施していきます。また、自転車利用に関する交通ルールの遵守やマナー向上の啓発活動を交通安全保護者の

会等との協働により実施するほか、毎年、一般市民向けに交通安全教室を実施し、さらに3年ごとに全中学校及び高校を対象に自転車事故を再現するスケアード・ストレイト交通安全教育を実施していきます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------|--------------------------------------|------------|------------|--------------|
| 交通安全教室参加人数 | 交通事故の減少に向け、交通安全教室を実施し、多くの市民に参加してもらう。 | 人 5,700 | 人 6,200 | 年間100人増 |
| 交通安全啓発活動 | 交通事故の減少に向け、交通安全啓発活動を実施する。 | 回 10 | 回 12 | 月1回の実施 |

施策
34

消費生活の安全確保

施策の目的

市民が消費者としての正しい知識と情報を持つことにより、消費生活上の不安や疑問などを解消し、安全で豊かな消費生活を営めるようにします。

●施策の現状

平成23年度からは、それまで市役所駐車場等で実施していた「市民生活展」を「消費生活展」と名称を変え、ショッピングセンター等地域へ出向いて実施しているほか、消費生活出前講座も市内小中学校で実施しており、幅広く消費者情報を発信しています。

一方で、商品の欠陥による危害発生、悪質な取引行

為等、消費生活に関する相談件数は、毎年700件前後で推移しています。また、消費者トラブルも複雑化、巧妙化する傾向にあります。

平成27年度からは、相談員を常時2人体制に増員し、消費生活センターの機能を強化しました。

●課題

複雑化、巧妙化する消費者トラブルに適切に対処するため、必要な情報の収集や相談窓口の充実、関係機関との連携が必要です。

●取組方針

相談窓口をより充実していくほか、引き続き消費生活出前講座を積極的に実施し、普及啓発を行うことで、消費者被害の未然防止を図っていきます。また、地域包括支援センター等と連携し、オレオレ詐欺等、増加する高齢者の被害防止を図ります。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|--------------|-------------------------------|-------|-----------|----------------------|
| 消費生活相談件数 | 消費生活相談件数 | 700 件 | 875 件 | 当初値から毎年35人増 |
| 消費生活出前講座実施校数 | 市内小中学校における消費生活出前講座の実施校数（累計校数） | 3 校 | 18 校 | 平成32年度までに全小中学校18校で実施 |

施策
35

市民相談機能の充実

施策の目的

市民が安心して生活することができるよう、適切な助言や関係部署・機関と連携する相談しやすい相談窓口や相談機能の充実を図ります。

●施策の現状

相続や子の親権、多重債務、人権侵害等の相談件数は、近年は毎年約1,200件程度であり、横ばいとなっています。

「よろず相談」のほか、現在、弁護士や司法書士、

税理士等による9つの専門相談体制を設けていますが、相談内容の複雑化等により、速やかな対応ができない状況にあります。

●課題

近年、複雑化、専門化した相談内容が増加しているため、より多くの相談窓口や専門家による相談体制が必要となっているほか、よろず相談員への相談も高度

化かつ複雑化しており、相談員のより広い見識が求められています。

●取組方針

高度化かつ複雑化している相談に対応するため、相談員を対象とした研修を活用し、相談員の見識を高めるとともに、市民が少しでも早く問題解決に近づける

よう、相談内容を的確に判断し、関係機関とより連携を取りながら、もっとも有効な専門相談につなげていきます。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度 目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------------|-------------------|----------|---------------|--------------|
| よろず相談 利用者数 | よろず相談利用者数 | 450 件 | 510 件 | 毎年12人増 |
| 法律相談 利用者数 | 法律相談利用者数（日曜相談を含む） | 500 件 | 600 件 | 毎年20人増 |
| その他の市民 相談利用者数 | その他の市民相談利用者数 | 190 件 | 220 件 | 毎年6人増 |

施策
36

平和意識の向上

施策の目的

子どもたちをはじめ、多くの市民に平和の尊さや平和であることが大切であると考えてもらえるようにします。

●施策の現状

戸田市は、埼玉県内で最も平均年齢が低く、若い世代が多く住むまちであり、家庭の中で戦争体験に触れる機会が少ないことが現状です。

世界平和の尊さを理解する市民を増やすためには、次代を担う子どもたちへのアプローチが重要であることから、学校の夏休み期間中に親子で参加できる、「戦争中の食事を体験しよう」を実施しており、戦時期の食事を体験する「すいとんづくり」と、埼玉県平和資料館所蔵のDVDの上映会の2部構成となっています。

また、市内の公民館で実施されている一般市民を対象とした講座に、平和講座を組み込み、(公社)青年海外協力協会(JOCA)から、青年海外協力隊として派遣された経験のある方を講師に招き、海外の赴任先での経験等を交え、平和について考えてもらう講座を開催しています。

さらに、平和意識高揚のため、庁舎屋上に平和関連横断幕を掲出し、広く周知を行っています。

●課題

子どもたちをはじめ、より多くの市民が平和について考える機会を設けることが必要です。

●取組方針

戦後70年を迎えた戦争体験者が少なくなっている今、戦争とは何か、を伝えていく必要性が増してきています。今後は、これまでの取り組みに加え、遺族会等と

も連携し、実体験に基づく話を若い世代に伝えていく場を提供していきます。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------|-----------------|-----|-----------|--------------|
| 平和事業への参加者数 | 平和に関する2事業への参加者数 | 50人 | 75人 | 当初値の50%増 |

施策
37

人権意識の高揚

施策の目的

一人ひとりの人権が尊重された社会の大切さを理解し、差別のない地域社会の実現によって、暮らしやすいまちとなるよう、市民がお互いの人権を尊重できる地域社会の実現を目指します。

●施策の現状

人権の尊重が大切であることについて、多くの市民に総論として理解されていますが、全国的には多くの人権問題に関する差別事象が発生しており、児童や高齢者への虐待、同和問題、DV、外国人差別、職場におけるパワーハラスメント等の問題が生じています。

そのため、一人ひとりが人権意識の高揚に資する正しい知識と情報を共有することが重要であり、人権に係る研修や各種講座、広報による情報発信等を継続的に進めてきました。

●課題

人権問題の現状について、正しい知識と情報による問題の存在を十分に認識し、差別意識をなくすとともに

に、他人の人権を侵害しないための取り組みを継続していくことが必要です。

●取組方針

市民の人権問題に対する関心がさらに高まり、人権に関する理解が促進し、人権意識が高揚されるよう、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和問題等、各テーマから人権啓発を進める取り組みを実施し

ていきます。

また、モラルハラスメント等、新たな人権問題も出てきていることから、必要に応じてテーマを選択しながら進めていきます。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度 目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|----------------|--------------------------------|----------|---------------|-----------------|
| 人権問題についての広報の回数 | 広報戸田市における人権に関する掲載回数 | 回 4 | 回 5 | 前期基本計画実績値を勘案し算定 |
| 人権講座開催回数 | 児童虐待、DV、同和問題などの人権問題を対象とした講座の開催 | 回 4 | 回 4 | 前期基本計画実績値を勘案し算定 |
| 人権講演会の参加者数 | 小・中学生の親を対象に開催する人権講演会の参加者数 | 人 200 | 人 223 | 過去4年間の平均値を基に設定 |

緑と潤いのあるまち

【目指すべき姿】

首都圏の中にあって、豊かな自然をたたえる戸田市では、市内を流れる荒川の水辺や生態系など環境に配慮したまちづくりを通じて、循環型社会の構築など総合的な環境保全の取り組みを進め、人と自然が調和する共生環境の創出を目指します。

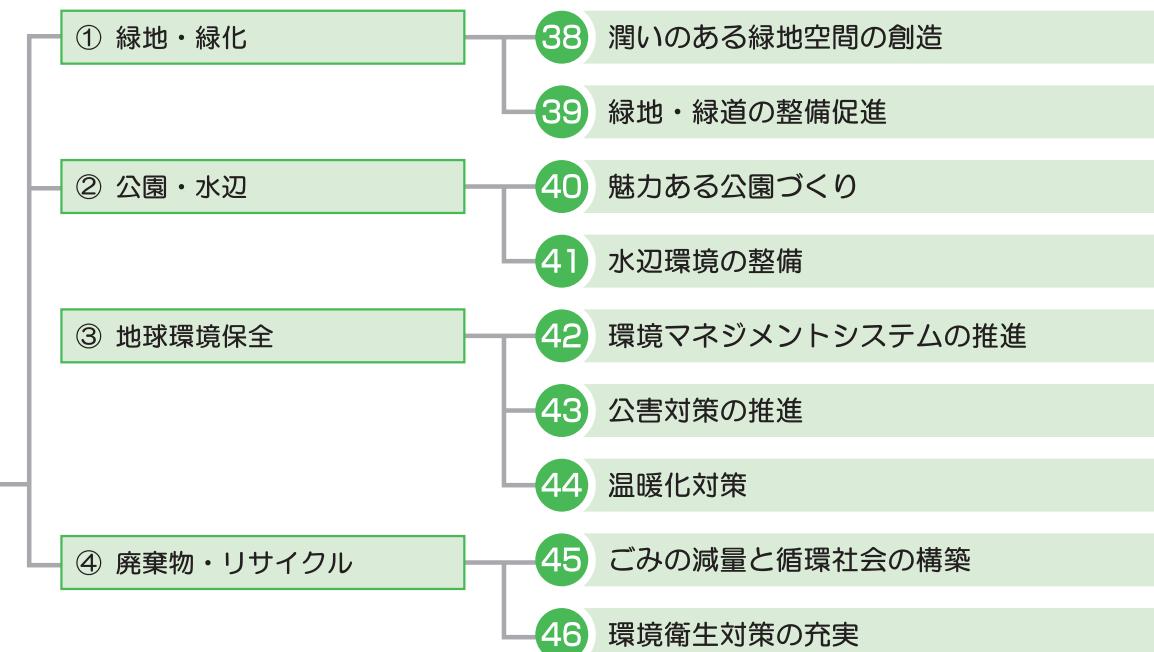
協働会議からの提言

自然と調和したまちとするため、民地の緑化推進や、街路樹を保全する取り組みなど、地域住民がまちの緑に愛着を持ち、守っていく意識・文化の醸成が必要であり、地域住民や行政など地域に関わるメンバーが地域の緑について協議できる場も必要です。

また、戸田市の充実した公園や水辺資源を活かして、地域住民が地域の自然に愛着を持ち、自ら管理運営を行っていけるよう、住民参加による地域の公園の見直しや、休憩所やカフェなど、人が集まり自然の中で交流できる場づくりなどが今後求められます。



IV 緑と潤いのあるまち



施策
38

潤いのある緑地空間の創造

施策の目的

花や緑に囲まれながら、安らぎと潤いのある生活が送れるような緑地空間を創造します。

●施策の現状

緑地空間を増やすため、保存樹木、生垣設置及び屋上緑化の推進などの取り組みにより、民有地の緑化推進や緑地の保全に努めています。

民有地の緑化推進については、保存樹木の指定制度の普及により、新規の指定数が増加し、保存樹木の減少に歯止めをかけることができました。また、新たな開発行為等に対して、緑化の指導を行っています。

また、「水と緑のネットワーク形成プロジェクト」により、河川、道路、公園、公共施設、民有地などと

多様な連携を図りながら、市域全体における水と緑のネットワークの形成を推進しています。中でも、かつて荒川沿いに存在していた草原を取り戻す戸田ヶ原自然再生事業については、市民やNPO、企業の協力により、目標種のひとつであるサクラソウを自然増させることができました。事業の普及啓発活動においては、戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」を中心に、幅広いPR活動を行っています。

●課題

各種緑化奨励制度の申請件数は伸びていますが、更なる推進が必要です。また、宅地分譲住宅等に対して有効な指導が十分行えていないことが課題です。

水と緑のネットワーク形成プロジェクトについては、今後は、戸田ヶ原自然再生地から、市街地へ生き物を呼び込むため、更なる緑のネットワーク化が必要です。

また、減少する緑地の保全も課題です。

潤いのある緑地空間の創造のためには、地域住民の緑を大切にする心が最も大切です。地域住民が緑にかかる機会を増やすことで、緑あふれるまちへの意識を高めることも必要です。

●取組方針

民有地の緑化推進については、現行の保存樹木や緑化奨励制度を活用するほか、生物多様性の日を中心に行われる緑化キャンペーンである「とだグリーンウェイブ」を広め、行政だけでなく、市民やNPO、企業等、多様な主体による緑化活動を支援、推進します。

緑の保全については、緑を保全するためのルールづくりや開発に対する緑化指導の徹底を図るなど、緑をより良く保つための取り組みを進めます。また、地域

住民がまちの緑に愛着を持ち、守り育てていく意識・文化の醸成を図るため、緑に対する啓発を図るほか、住民自身が緑の保全に参加しやすい工夫を行い、緑に対する意識の向上を図ります。

水と緑のネットワーク形成については、戸田ヶ原自然再生事業を継続するとともに、河川、道路、公園、公共施設、民有地等の多様な連携を図りながら、広域的な水と緑のネットワークの形成を推進します。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-------------------|--|------|-----------|--|
| 緑の満足度 | イベント時に市民アンケートを実施し、緑の啓発を図るとともに満足度を調査する。 | 43 % | 50 % | 「戸田市緑の基本計画」で定める目標値にあわせ、市民のおよそ半数が満足してもらうことを目指す。 |
| 生け垣設置・屋上等緑化奨励補助件数 | 補助申請件数 (平成28年度からの累計数) | 6 件 | 30 件 | 平成22年度から26年度までの平均件数(5件)+増加数(1件)=6件(年間の目標値) 年6件×5か年=30件 |
| とだグリーンウェイブによる植樹本数 | 市民、企業などによるグリーンウェイブ活動期間中の植樹本数 (平成28年度からの累計数) | 65 本 | 325 本 | とだグリーンウェイブ2014の実績本数+とだグリーンウェイブ2015の実績本数(指標設定時)÷2=62本 62本+増加数(3本)=65本(年間の目標値) 年65本×5か年=325本 |

施策
39

緑地・緑道の整備促進

施策の目的

市民が緑と潤いのある環境の中で生活できるよう、地域の植生を活かした公園の緑地・緑道などの空間を整備し、身近な場所で、市民の誰もが気軽に集い、憩える場所を整えます。

●施策の現状

市内には、都市公園91か所を含めた165か所の公園があり、総面積が145.8haあります。都市公園だけを見ると市民一人当たりの面積は10.34m²あり、埼玉県内の市町村の平均6.82m²を上回っています(平成26年3月31日現在)。一方で、広い公園は、荒川河川敷周辺に偏るなどしています。

環境空間については、東日本旅客鉄道株式会社の有効活用率は42.14%です。戸田市が進めた緑地整備22.54%を含めると、環境空間全体の64.68%が有効活用されています。

前期基本計画期間内においては、新規公園整備4件と、環境空間の緑地・緑道3件の整備を実施しました。

●課題

公園整備については、今後、新曾土地区画整理事業の進捗に合わせた整備を予定しています。

環境空間については、高架下の有効活用は進むものの、環境空間の整備は新曾土地区画整理地内において

停滞している状況です。今後、東日本旅客鉄道株式会社との更なる協議を進めるとともに、戸田市の緑地・緑道整備も併せて進めていく必要があります。

●取組方針

新規公園の整備については、国や埼玉県と財源確保のための協議・調整を行いながら、新曾土地区画整理地区内の公園を中心に、市民が集い、憩える公園の整備を目指します。また、ボール遊びができる公園の設置について、検討を進めます。

環境空間の整備については、「戸田華かいどう21」計画に基づき、連続した緑地の配置を実現するため、

東日本旅客鉄道株式会社との協働により、合意書緑地の先行整備を実施するなど、関係機関との協議を通じて、緑地の有効活用やこれに伴う様々な調整を行います。

荒川水循環センター上部公園については、引き続き埼玉県と協議しながら整備を進めます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------|-------------------------------|------------|------------|---|
| 公園の整備件数 | 新規公園の整備件数 | 件 0 | 件 4 | 環境空間(戸田1)・(仮称)1号公園・(仮称)9号公園の施設整備・荒川水循環センター上部公園の整備 |
| 環境空間の有効活用率 | 戸田市及び東日本旅客鉄道株式会社による環境空間の有効活用率 | % 64.68 | % 67.27 | 環境空間(戸田1)川岸1丁目2.59%の施設整備 |

施策 40 魅力ある公園づくり

施策の目的

市民にとって身近な憩いの場である公園について、地域の景観や特色を活かし、市民の誰もが安心して集うことのできる魅力ある公園をつくります。

●施策の現状

魅力ある公園を整備するため、公園の新設・改修を実施する場合には、多くの市民が参加できる協働の場を設けることにより、公園利用者の意見を反映させる取り組みを実施しています。前期基本計画期間内には、新規公園整備における市民ワークショップを3回実施いたしました。

また、公園施設の一部に老朽化の影響がみられることから、「公園施設長寿命化計画」に基づき施設の更新を図っていきます。その際には、「高齢者、障

害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づいた整備が必要であり、前期基本計画期間内には、バリアフリー対応の工事を8件実施しました。

公園の維持管理については、前期基本計画期間内には、市民と町会・自治会による維持管理委託件数を4件増やすことができましたが、一部の公園利用者のモラルの低下により、周辺の住環境に悪影響を及ぼしていることが散見されています。

●課題

協働の取り組みによる、市民ニーズを踏まえた公園の改修が課題です。今後は、既存公園の大規模改修についても市民ワークショップを実施していくことが必要です。

また、引き続き、「高齢者、障害者等の移動等の円滑

化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づいた整備を推進していくことが課題です。

公園の維持管理については、公園利用者の適切な利用を促進する取り組みが必要です。

●取組方針

市民との協働による「提案・参加型」公園の整備により、市民のニーズを的確に把握し、市民が利用しやすい公園を整備します。

また、月2回の公園清掃活動等、地域住民が公園と関わりを持つ取り組みや、各種イベントによる地域交流を通じて、地域の公園への愛着を醸成するとともに、適切な公園利用を促進します。

さらに、バリアフリー化の義務が都市公園にまで拡

大されたことに伴い、既存公園について、基準を満たすために必要な改良・改修工事を実施します。公園の維持管理については、「戸田市公園施設長寿命化計画」に基づき、従来の事後保全的な管理から予防保全型管理へと転換することにより、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、市民の誰もが安心して集うことのできる公園を目指します。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-----------|--------------------------|--------|-----------|---|
| 協働の実施数 | ワークショップや説明会を開催して整備した公園の数 | 件 0 | 件 2 | (仮称)1号公園 (仮称)9号公園の施設整備 |
| 維持管理委託の件数 | 市民と町会・自治会による、維持管理業務委託の実施 | 件 0 | 件 1 | (仮称)1号公園1,896.73m ² の維持管理 |
| 工事実施件数 | 長寿命化計画及びバリアフリーの工事実施件数 | 件 1 | 件 6 | 年1公園×5か年 |

施策
41

水辺環境の整備

施策の目的

河川・水路などの水質の改善や環境の保全により、市民が水の恵みを感じ生活ができるよう、水辺環境を整えます。

●施策の現状

河川の浄化については、国土交通省荒川下流河川事務所（清流ルネッサンスⅡ事業）により、荒川の水を菖蒲川、笛目川、上戸田川へ導水、放流し、水質改善を図っています。

また、上戸田川の水質改善については、浄化施設による河川水の浄化等、水質改善に取り組み、水質の基準として用いられる指標であるBOD値において、一定の目標数値を達成しています。

さらに、戸田市では定期的に浚渫（しゅんせつ）を実施し、河床に堆積した汚泥を除去しています。

笛目川や新曽さくら川では、平成27年度に水辺に親しみやすい環境整備が完了しました。河川が水の恵みを感じられる地域の共有財産として親しまれていくためには、継続的な活動や維持管理が行われることが重要です。

●課題

今以上の水質改善を図るために、新たな浄化方法の導入が必要となります。

また、生活雑排水（台所、洗濯、風呂等）等の汚れた水を、極力川へ流さないようにすることも大切です。

水辺を活かしたまちづくり活動や、水辺環境の維持

管理については、地域住民や関係団体、行政等が連携した、持続可能な仕組みが必要です。商店等と連携し、地域資源となる沿川のまち並みを生み出していくことが必要です。

●取組方針

河川の水質改善については、清流ルネッサンスⅡ事業による導水や定期的な河床汚泥の浚渫（しゅんせつ）を継続するとともに、上戸田川については、既存の浄化施設による水質浄化を継続します。

また、生活雑排水については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや機能を維持するための定期的な保守点検、清掃、法定検査の実施について、積極的に推進していきます。

笛目川では、「笛目川のまるごと再生プロジェクト」

を平成24年度から平成27年度にかけて、県、市、地域住民、関係団体の方々と協議し、水辺に近づきやすい親水性の高い護岸、沿川の遊歩道や公園と一体となった水辺空間の整備を行ってきました。笛目川の水辺空間を活かしたまちづくりを進めていくため、行政、地域住民、関係団体等から組織される連絡会を通じて、イベント等の利活用、清掃活動等の維持管理の取り組みを推進していきます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|------------|----------------------|-------------|-------------|--|
| 水質の改善（BOD） | 上戸田川の年平均値 | mg/L 8.4 | mg/L 5.0 | 清流ルネッサンスⅡ事業の水質目標値 【当初値】平成26年度水環境調査年平均値(二枚橋データ)から、8.4 mg/Lとする。 |
| イベント参加者数 | 笛目川等で開催するイベントの一般参加者数 | 人 96 | 人 200 | 笛目川のまるごと再生プロジェクト関連イベント、清掃活動、荒川クリーンエイド 【当初値】平成26年度、夏のイベント：31人、荒川クリーンエイド：65人。 1年間に20人ずつ増員する。 96人+20人×5年=約200人 |

施策
42

環境マネジメントシステムの推進

施策の目的

環境に配慮したまちづくりの仕組みを構築することで、市民及び事業者が、高い環境意識を持てるようにしていきます。

●施策の現状

戸田市では、全局的な戸田市環境マネジメントシステムを構築し、市役所庁舎では、ISO14001の認証を取得しています。このマネジメントシステムによる環境負荷低減の取り組みにより、燃料使用量の削減による経費節減や温室効果ガスの削減に効果を上げ

ています。

地道な普及啓発活動等により、平成24年度末現在、市内では100を超える事業所において環境マネジメントシステムを導入しています。

●課題

市民・事業者への環境マネジメントシステムの周知及び情報提供の強化が重要となります。

平成27年のISO14001規格改正により新た

な規格に合わせた環境マネジメントシステムへの移行が求められる中で、今後、事業者がいかに同システムを継続していくかが課題と考えられます。

●取組方針

継続的な環境への負荷低減及び省エネルギー等の更なる推進を図るとともに、各所属の創意工夫を尊重しつつ、市一丸となって持続可能な循環型社会の実現に向け取り組んでいきます。

また、市民や事業者に向けた環境情報の公開や環境学習等を通じ、それぞれの主体が自らの立場で担うべき役割を發揮できるよう啓発を推進し、市全体としての環境意識向上を図ります。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-------------------------------|---|----------|-----------|---|
| 環境マネジメントシステムを導入している市内事業者の事業所数 | ISO14001をはじめとする環境マネジメントシステムを導入している事業所の数 | 件 113 | 件 125 | 過去の増加割合から推移 |
| ホームページ等を通じた情報発信回数 | EMSを導入している事業者の事例紹介などを行うことで、良い取り組みの水平展開を狙うとともに、各事業者の情報取得の負担軽減を目指す。 | 回 0 | 回 9 | 平成28・29年度は年1回、平成30・31年度は年2回、平成32年度は年3回実施予定。 |

施策
43

公害対策の推進

施策の目的

大気や水質などの環境汚染の発生や深刻化を防ぐことにより、市民が快適に暮らせるよう、静かな環境ときれいな空気、澄んだ水が流れる住みよいまちの実現を目指します。

●施策の現状

戸田市の大気については、光化学オキシダント及びPM2.5以外は環境基準を満たしています。河川水質については一定の環境基準を満たしており、さらに、ダイオキシン類も同様に大気、土壌共に環境基準を満たしています。自動車騒音については、一部の幹線道路で要請限度を超えることがあります。

原発事故により飛散した放射性物質については、市

民の不安感が未だ残っているものの、除染基準より遙かに低い数値で推移していることに加え、モニタリングポストの設置等による測定体制の充実や周知体制の強化により、問い合わせ件数が減少してきています。

公害苦情については、工場等からの悪臭、騒音、ばい煙に伴うもののほか、近年では特に、建設工事に伴う騒音・振動苦情が増えています。

●課題

引き続き、光化学オキシダント及びPM2.5の注意報等が埼玉県から発令された際は、防災行政無線による迅速な周知が必要です。

自動車騒音については、測定地点の騒音の大きさだけでなく、周辺の生活環境等の状況も含めて改善を要請する必要があります。

さらに、工場等への公害苦情、野外焼却、河川の水質異常等への対応のほか、建設工事に伴う騒音・振動苦情への対応が課題となっていることから「戸田市解体工事の事前周知に関する要綱」を制定し、苦情の未然防止に努めています。

●取組方針

大気汚染・河川水質等の定期的な測定を継続し、それらの情報を関係機関へ提供することで公害の未然防止に努めます。工場等への公害苦情や建設工事に伴う騒音・振動苦情に関しては、立入調査等により発生源

を明らかにした上で、単独または関係機関の協力を得ながら改善指導を行っていきます。

放射線量の調査については、モニタリングポストによる計測を中心に継続していきます。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度 目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|--------------|----------------------------|-----------|---------------|--------------------------|
| 環境基準 達成率 | 環境基準を達成した測定項目の割合 | % 80 | % 85 | 【環境基準】 維持されることが望ましい基準 |
| 要請限度 非超過率 | 自動車騒音・道路交通振動が要請限度を超えていない割合 | % 95.8 | % 100 | 要請限度を超過していない測定地点÷測定地点 |

施策 44 溫暖化対策

施策の目的

環境負荷の少ない新エネルギーの導入や省エネルギー化の促進、エコライフの普及による低炭素社会を推進し、市民の快適な暮らしの実現を目指します。

●施策の現状

戸田市では、平成21年度に「戸田市地球温暖化対策条例」を制定し、事業者の地球温暖化対策や建築物環境配慮に取り組んでいます。

市民や市内事業者においては、市の補助制度及び県・国の促進制度により、太陽光発電システムや高効率給湯器等の省エネルギー設備設置が徐々に進んでいますが、費用負担等が課題となり、まだまだ普及が進んでいない状況です。

次世代自動車の普及については、電気自動車(EV)導入に対する補助制度に加え、EV急速充電器を戸田市文化会館敷地内に設置するなど、インフラ整備も進めました。

温暖化に対する意識啓発については、市民団体と連携して「エコライフDAYとだ」を実施しています。年間延べ6万人ほどの市民等が参加しており、活動を通して普及啓発を進めています。

●課題

太陽光発電システムや省エネルギー設備が未だ高額であるため、設置にかかる費用の負担軽減が課題です。また、社会情勢に合わせた補助対象及び補助額の見直しを隨時行っていく必要があります。さらに、次世代

自動車の導入促進等による温暖化対策も大切です。

また、意識啓発の面としては、市民及び事業者への温暖化に対する意識付けを継続していく必要があります。

●取組方針

太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、とりわけ費用面で、地球温暖化対策の実施が困難な世帯や中小企業にも配慮した取り組みを進めます。太陽光発電システムについては、持家世帯への普及を図るとともに、町会会館への設置を進め、地域への普及啓発を図ります。

また、次世代自動車の導入促進と必要なインフラ整

備に加え、公共交通機関の利用促進や低炭素型移動手段の普及を図ります。

さらに、「エコライフDAYとだ」等の活動への参加者を増やすことで、市民一人ひとりが地球温暖化問題の当事者であるという認識を高く持ち、もったいない精神や将来世代への思いやり等の価値観の共有を図ります。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|-------------------------|---|-------------|-------------|--------------|
| 新エネルギー設備、省エネルギー設備等の導入台数 | 太陽光発電等の新エネルギー設備や高効率給湯器等の省エネルギー設備、次世代自動車の補助制度から見た導入台数の累積 | 件 1,980 | 件 3,150 | 過去の実績から推移 |
| エコライフDAYの参加者延べ人数 | エコライフDAY及びエコドライブの参加者延べ人数(平成28年度から平成32年度までの累計) | 万人 0 | 万人 30 | 毎年6万人ずつの参加 |
| 環境配慮機器等の導入による二酸化炭素削減量 | 環境配慮機器、次世代自動車などの導入による二酸化炭素削減量の累積 | トン 2,100 | トン 3,200 | 過去の実績から推移 |

施策
45

ごみの減量と循環型社会の構築

施策の目的

「ゼロ・廃棄物」を目指すとともに、市民にとって潤いと安らぎのある環境を次世代に引き継いでいくための持続可能な循環型社会の実現を目指します。

●施策の現状

廃棄物の資源化を目的とした分別収集については、「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」の目標値（平成39年度を目標年度とし、平成22年度のごみの総排出量から約20%減量する。また、1人当たりの排出量を約660gまで削減する。）の達成に向け、市民へ分別徹底の周知啓発や、家庭系生ごみの堆肥化・生ごみ処理機への補助金等による生ごみの減量化の推進により、可燃ごみの排出量の抑制に努めています。

また、廃棄物の再資源化の取り組みとして、平成26年度からは小型家電リサイクル法に基づき、市内の公共施設12か所に小型家電回収ボックスを設置し回収を始めたことで、ごみの再資源化の指標であるリサイクル率も、上昇傾向にあります。

さらに、建設資材については、分別解体と再資源化について、対象建設工事の発注者等による事前届出を徹底しています。

●課題

ごみの総排出量の減量に取り組んでいる中、人口が増加していることに伴い、ごみの発生抑制に対する対策が課題となっています。

また、戸田市は市民の転出入が多いことから、粗大ごみの回収量が増加傾向にあります。

廃棄物の再資源化の課題としては、資源物の持ち去りへの対策が必要です。

さらに、建設資材において、分別解体と再資源化を促進するため、関係法令等の周知徹底が課題です。

●取組方針

廃棄物の発生抑制対策として、家庭系生ごみの堆肥化事業や生ごみ処理機補助金等の事業を引き続き実施し、家庭系生ごみの減量を推進します。また、ごみの分別の徹底や3R（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発活動を行い、市民の資源化への意識高揚を図ります。

不用品登録によるリユースの斡旋や粗大ごみからの再生家具の活用等、様々な3R（リデュース・リユー

ス・リサイクル）の取り組みを促進します。また、資源ごみの持ち去りを防止し、資源物の確保に努めます。

建設資材については、建築物解体に伴うマニュアルの配布を行うとともに、建築物の解体時等の届出時に、発注者等に建設リサイクル法届出済シールを交付し、解体现場等に貼り出すことで法令遵守の見える化を図ります。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|----------------|------------------------------|-----------|-----------|---|
| 1人1日当たりのごみの排出量 | ごみの年間総排出量 ÷ 4月1日現在の人口 ÷ 365日 | 898 g | 730 g | 「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」から |
| 一般廃棄物のリサイクル率 | 廃棄物再資源化の比率 | % 23 | % 25 | 「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」から「できるだけ早い時期に25%を目指す。」 |
| 届出済シールの貼付率 | 解体现場における届出済シール貼付の比率 | % 42.1 | % 100 | |

施策 46 環境衛生対策の充実

施策の目的

ごみのない、きれいなまち並みを維持し、市民の快適で衛生的な暮らしの実現を目指します。

●施策の現状

戸田市における不法投棄は、監視パトロール等の効果により減少傾向にありますが、まだ多数発生しています。

また、平成19年度に「戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例」を制定し、市内の歩行喫煙やポイ捨て、犬のふん放置を禁止し、本条例啓発キャンペーンの実施等により市民への周知に努めていますが、依

然、市民からの苦情は寄せられています。そのため、平成27年度から市内3駅周辺を「喫煙制限区域」に指定し、更なるマナー向上の強化を図っています。

また、土日祝日を除く毎日、駅周辺の環境美化のため清掃業務を行っており、さらに、地域の美化運動として、町会・自治会をはじめ多くの団体が参加する「戸田530(ゴミゼロ)運動」を年4回実施しています。

●課題

市民からの苦情に見られるように不法投棄防止対策をはじめ、歩行喫煙やポイ捨て、犬のふん放置禁止の周知徹底が課題です。

また、まちの美化運動に対する意識が薄れつつあり、引き続き、市民や事業者の環境意識の向上を図る必要があります。

●取組方針

パトロール等による監視や看板等の設置により、不法投棄防止策を充実します。

「戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例」の周知を強化するとともに、「喫煙制限区域」の指定に伴う巡回啓発員事業の実施等により、市民の喫煙マナー等の向上を目的とした取り組みを推進するなど、市

民の環境保全意識の啓発に努め、市民からの苦情件数0を目指します。

また、市内の環境美化を推進するため、「戸田530(ゴミゼロ)運動推進連絡会」による美化活動を支援するとともに、市民が気軽に環境美化活動に参加できるよう美化運動の啓発に努めます。

※上記の下線部は、協働会議からの提言書の内容を参考に記載した箇所です。

| 指標名 | 指標の説明 | 当初値 | 平成32年度目標値 | 平成32年度目標値の根拠 |
|---------------------|----------------------------|-------------|-------------|----------------|
| 不法投棄発生件数 | 市内における昼夜間の不法投棄発生件数 | 件 1,966 | 件 1,572 | 当初値の20%減 |
| 歩行喫煙、ポイ捨て等に関する苦情件数 | 歩行喫煙、ポイ捨て等に関する市民の声における苦情件数 | 件 9 | 件 0 | 苦情件数0件を目標値とする。 |
| 「戸田530(ゴミゼロ)運動」参加者数 | 「戸田530(ゴミゼロ)運動」の年間参加者数 | 人 19,055 | 人 22,866 | 当初値の20%増 |

